

第2部 本市を取り巻く状況と課題

第2章 本市の概況

- 1 市の概況
- 2 将来動向

第3章 現状と課題

- 1 市の環境と第三次計画の進捗評価
- 2 緑の現状と緑の計画の進捗評価
- 3 川越市の環境に関するアンケート調査結果概要
- 4 今後の課題

第2章 本市の概況

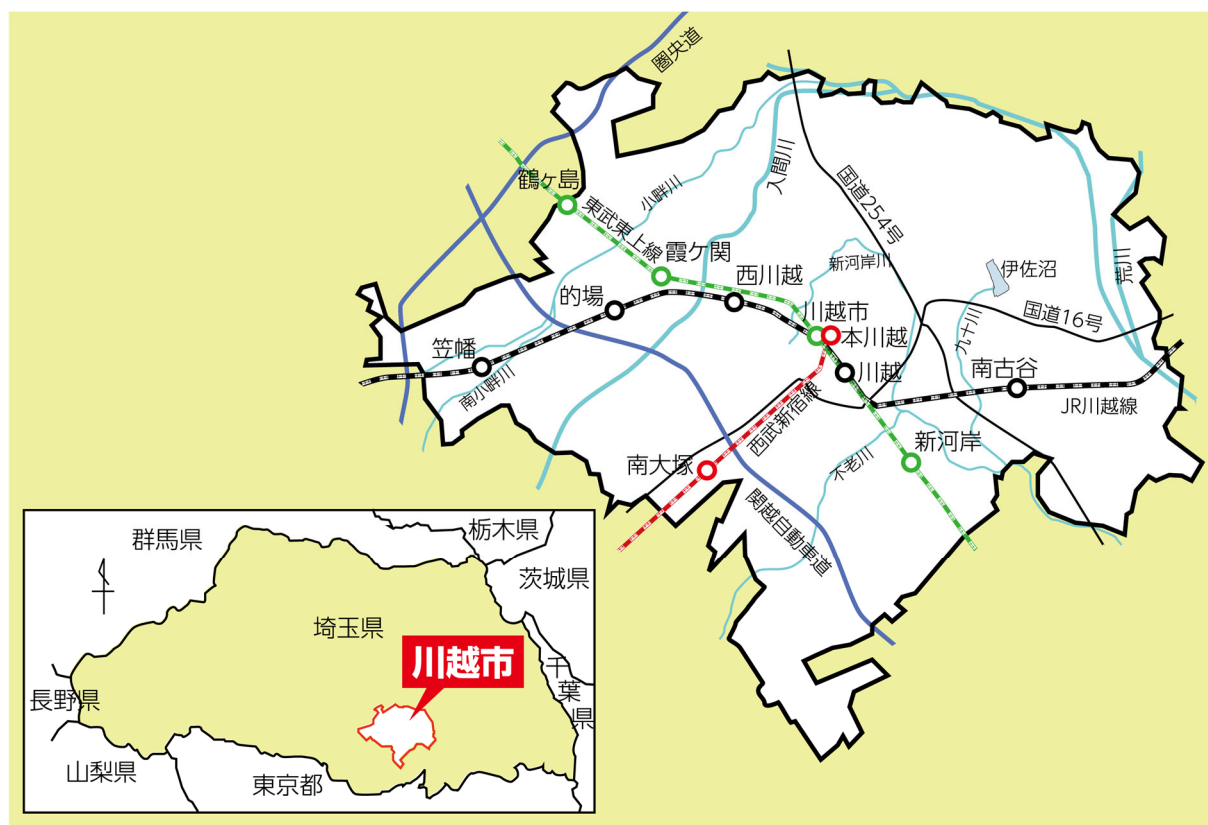
1 市の概況

1-1 位置

本市は、都心から30km圏内の県西部地域に位置しており、古くから城下町として栄え、産業・文化・経済の拠点として発展してきました。平成15(2003)年4月には県内初の中核市に移行し、令和7(2025)年3月末の人口は352,673人となっています。

市内には、東武東上線、西武新宿線及び JR 川越線の複数の駅が点在しています。鉄道のほかにも、市西部を関越自動車道が南北に、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が市北部に接して通り、国道16号が東西に、国道254号が南北に抜けています。また、この間を、主要地方道をはじめとする幹線道路が中心市街地から放射線状に伸びる構造を取り、流通拠点としての位置付けを示しています。

■本市の位置



1-3 気象

本市の気候は太平洋側気候に属しており、年間を通じて晴天の日が多く、穏やかな気候となっています。令和元(2019)年度～令和5(2023)年度の本市の気象に関するデータをみると、平均気温は16.3℃(全国平均16.3℃)、平均湿度は64.5%(全国平均70.9%)、年間日照時間は2,251.7時間(全国平均2,039.7時間)、平均風速2.1m/秒、降水量1,316.3mm(全国平均1,711.3mm)となっています。

■本市の気象状況

	本市(県内)平均 令和元(2019)年度～ 令和5(2023)年度	全国平均 ^{※3} 令和元(2019)年度～ 令和5(2023)年度
平均気温(℃)	16.3 ^{※1}	16.3
平均湿度(%)	64.5 ^{※1}	70.9
年間日照時間(時間)	2,251.7 (熊谷市) ^{※2} 2,121.0 (さいたま市) ^{※2}	2,039.7
平均風速(m/秒)	2.1 ^{※1}	-
降水量(mm)	1,316.3 ^{※1}	1,711.3

※1 令和5年版統計かわごえ ※2 気象庁「過去の気象データ」の数値より算出 ※3 総務省統計局「日本統計年鑑」の数値より算出

1-4 歴史・文化

大正11(1922)年に県下で最初に市制を施行した本市は、大正12(1923)年の関東大震災に際しては軽微な被害にとどまったこともあり、市内の随所に貴重な建造物等が残っています。「小江戸」という呼称に代表されるように、自然と調和した歴史や文化が今なお息づいているのも本市の特徴のひとつです。国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けており、川越の歴史的景観を代表する「一番街」の重厚な蔵造りを連ねる町並みや、ユネスコ無形文化遺産に登録されている川越氷川祭の山車行事(川越まつり)、そのほか、市内には国・県・市の指定文化財が多く所在しています。



川越まつりの様子
(蔵造りの町並みと山車)

1-5 産業

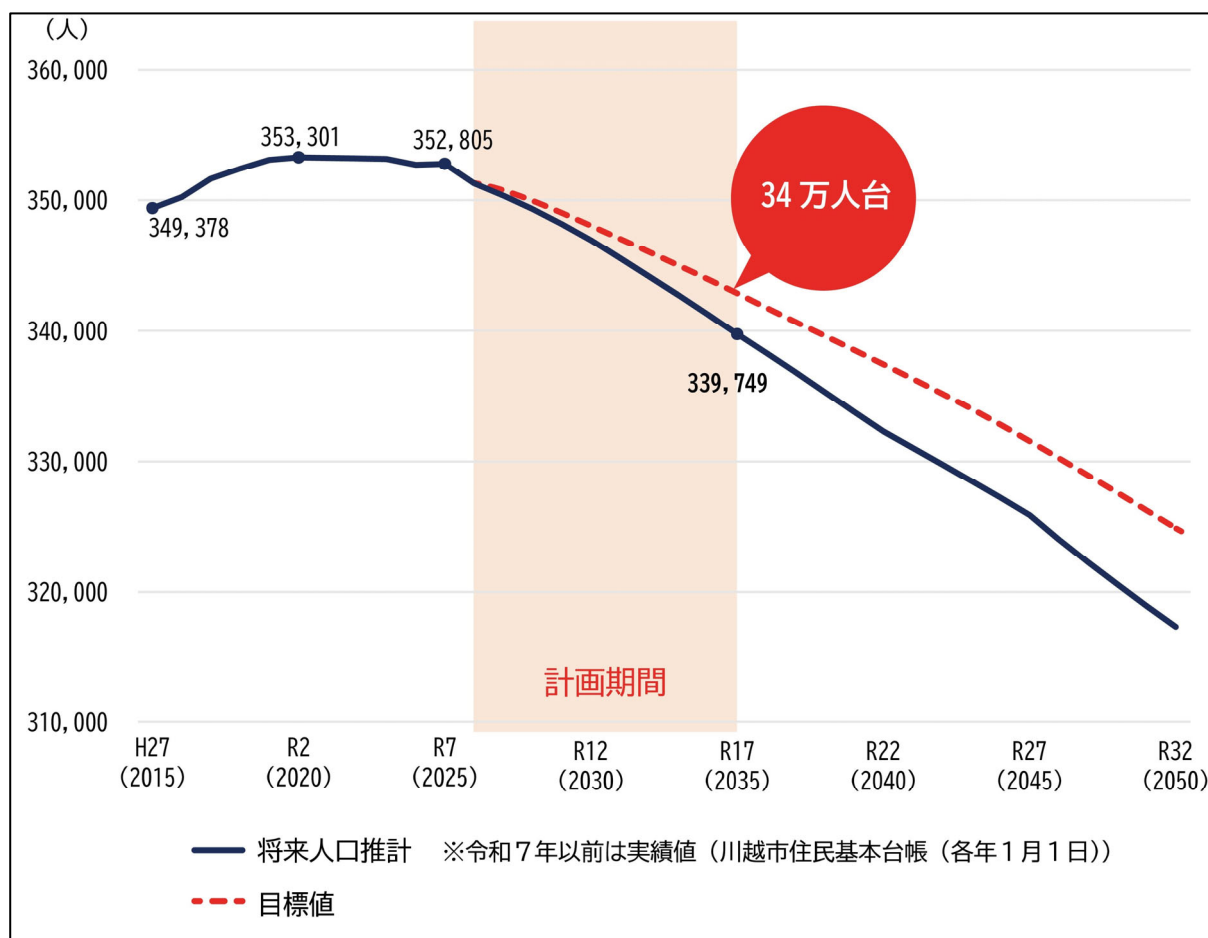
本市の産業は、古くから農業・工業・商業がそれぞれに発展してきました。農業については、河川沿いに広大な水田地帯が開けており、耕地面積、農家戸数とも県内の上位を占めています。工業では計画的な工業団地の整備(川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地等)により、内陸型の工業都市として製造業、流通業などが集積し、また、県西部地域の中心都市として商業が栄えてきました。さらに、蔵造りの町並みなど、歴史的・文化的資源により地域の魅力を高めており、令和6(2024)年には年間約735万8千人の観光客が訪れるなど、観光も発展してきました。

2 将来動向

2-1 将来人口

本市の将来人口は、令和17(2035)年に34万人を割り込むと見込まれていますが、第五次総合計画の施策を確実に推進し、34万人台を維持することを目指します。

■将来人口推計と目標値



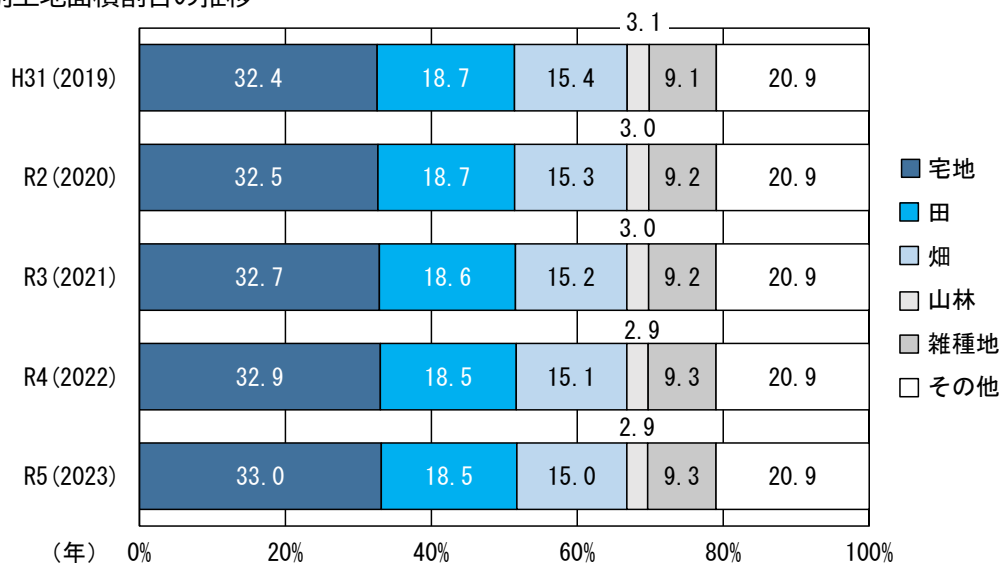
出典:第五次総合計画

2-2 土地利用

令和5(2023)年現在の本市の地目別土地面積の割合は宅地が33.0%と最も高く、次いでその他が20.9%、田が18.5%、畑が15.0%で高くなっています。

令和元(2019)年～令和5(2023)年の地目別土地面積の割合をみると、宅地が0.6ポイント増加する一方で田と畑はそれぞれ0.2ポイント、0.4ポイント減少しています。

■地目別土地面積割合の推移



出典：令和5年版統計かわごえ

2-3 土地利用の方向性

第五次総合計画では、目指すべき将来都市構造について、様々な機能が集積する箇所を示す「核・拠点」、交通ネットワークを示す「軸」、土地利用の在り方を示す「ゾーン」の3つの構成要素で整理しています。

本計画に関連する事項としては、川越運動公園、河越館跡、(仮称)川越市森林公園計画地、くぬぎ山地区、伊佐沼、川越公園(川越水上公園)、なぐわし公園、池辺公園、安比奈親水公園、河川敷公園(芳野地区)の10箇所を「水・緑拠点」に位置付け、保全・活用を図ることが示されています。

また、市街地を包み込む自然環境のまとまりを「自然共生ゾーン」に位置付け、自然と集落(都市)が共生する環境整備及び自然環境を保全・活用していくこととしています。

■将来都市構造図



凡 例

<核・拠点>		<軸>	
	都心核		都市活動軸(道路)
	都市的活動核		都市活動軸(鉄道)
	歴史・水・緑核		都市活動軸(バス)
	地域核	<ゾーン>	
	産業拠点		地域活動ゾーン
	水と緑の拠点		自然共生ゾーン
			高速道路・インターチェンジ
			鉄道・駅
			主要幹線道路 (一般国道、主要地方道等)
			主要幹線道路 (未整備路線(現道なし))
			主要幹線構想道路*
			河川・沼

出典:第五次総合計画を加工

第3章 現状と課題

1 市の環境と第三次計画の進捗評価

1-1 市の環境

(1)脱炭素

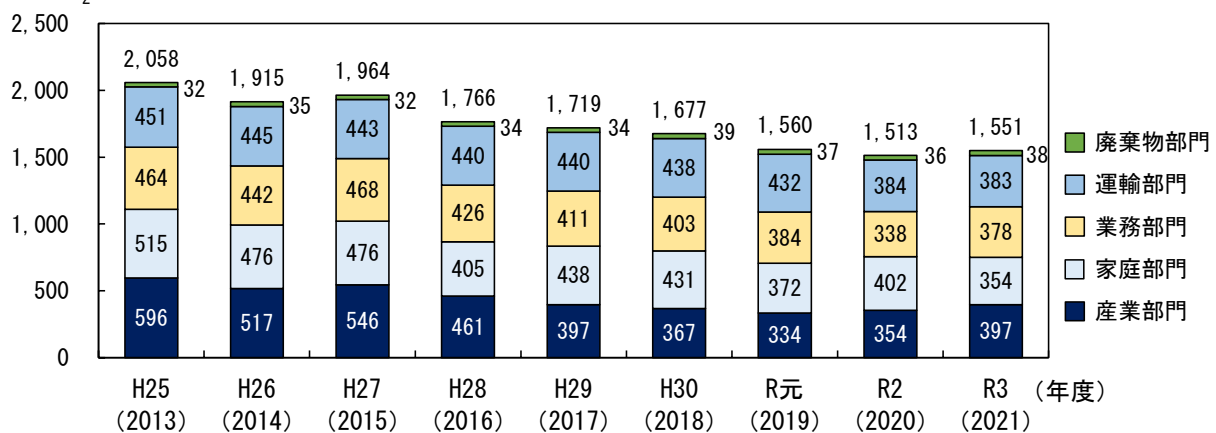
①温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス総排出量のうち98.8%を二酸化炭素が占めています。令和3(2021)年度の二酸化炭素排出量は、1,551千t-CO₂となっており、平成25(2013)年度から24.6%減少しています。部門別では産業部門からの排出量が最も多く、次いで運輸部門が多くなっています。市内の温室効果ガス総排出量は減少傾向にあるものの、市が掲げる目標の達成には至っていない状況です。

本市では、令和3(2021)年5月に「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、令和32(2050)年カーボンニュートラルの実現を目指して、地球温暖化対策を進めています。

■二酸化炭素排出量の推移

(千t-CO₂)



出典:第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)令和5年度年次報告書
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります

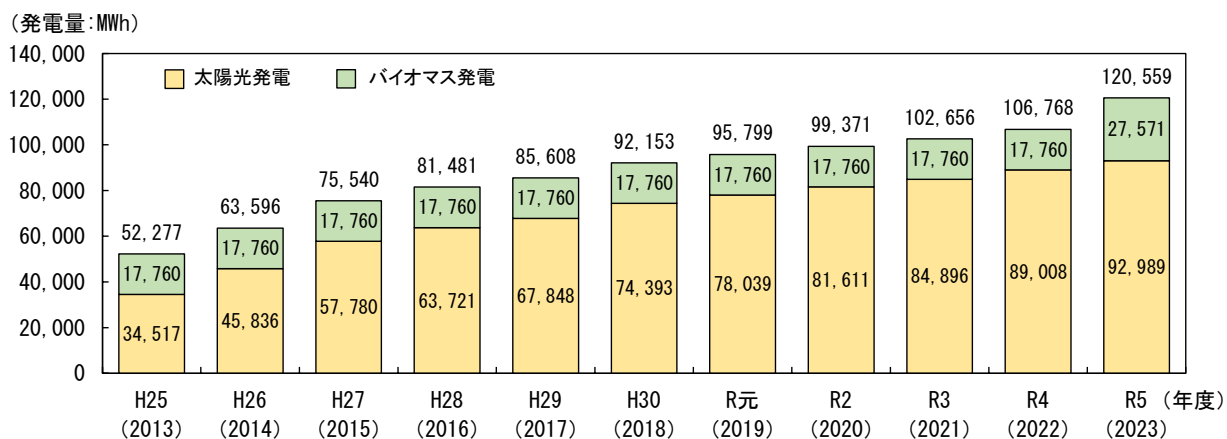
②再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく本市の令和5(2023)年度の再生可能エネルギーの導入量は120,559MWhとなっています。導入されている再生可能エネルギーの種類としては、太陽光発電とバイオマス発電(※一般廃棄物によるもの)となっており、大部分が太陽光発電で導入量は増加しています。



公共施設に設置した太陽光パネル
(霞ヶ関北小学校)

■再生可能エネルギー導入量の推移



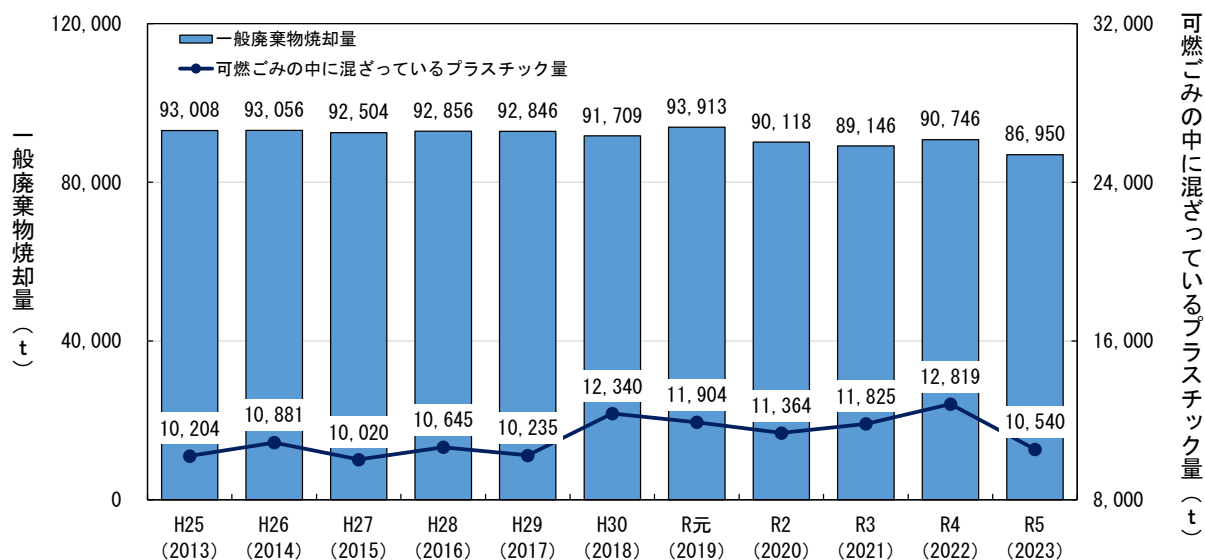
出典: 自治体排出量カルテ(環境省)
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります

(2)循環

①一般廃棄物の処理状況

本市の令和5(2023)年度の一般廃棄物の焼却量は、86,950tとなっており、ほぼ横ばいで推移しています。また、可燃ごみの中に混ざっているプラスチック量については、令和5(2023)年度は10,540tとなっており、平成25(2013)から平成29(2017)年度とほぼ同程度となっています。

■一般廃棄物の焼却量の推移

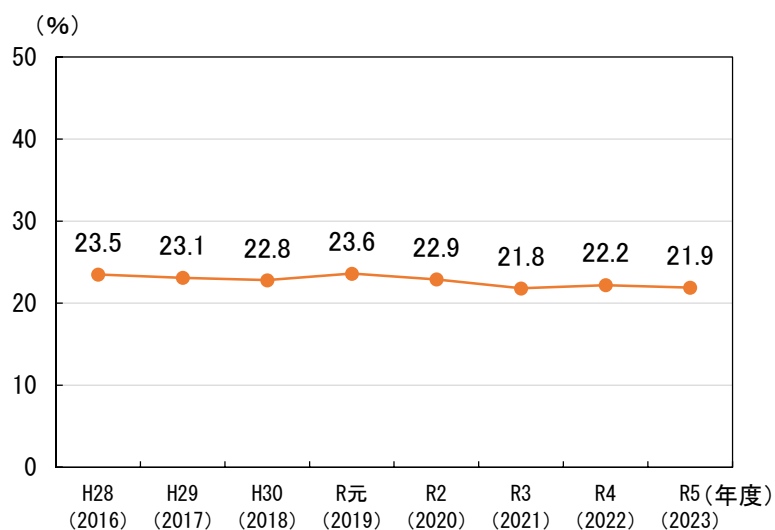


出典: 環境施設課資料

②リサイクル率

本市の令和5(2023)年度のリサイクル率は21.9%となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

■リサイクル率の推移



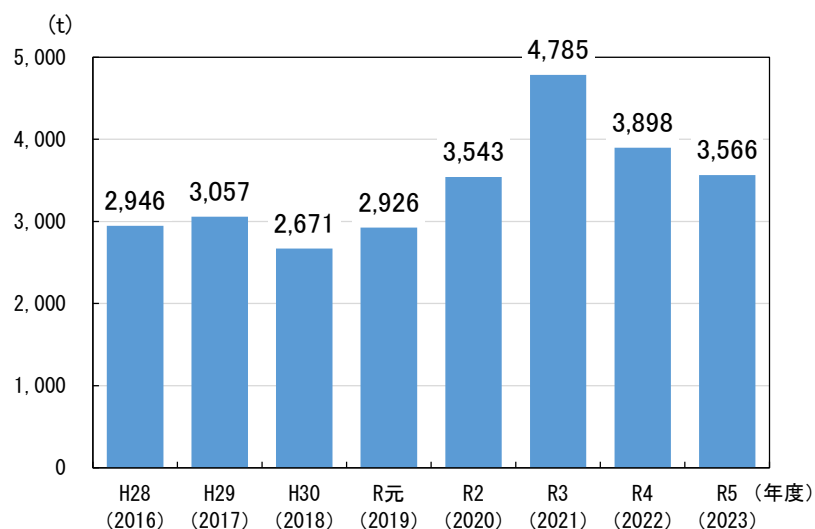
出典: 令和6年度版かわごえの環境(第8号)

③最終処分量

本市の令和5(2023)年度 of 最終処分量は3,566tとなっています。

最終処分量については、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて増加しています。これは、ごみ処理経費を削減し新型コロナウイルス感染症の流行に係る社会保障費を優先するため、民間処理施設に再資源化処理を委託していた焼却残渣の一部を、市最終処分場における埋立処分に切り替えたことが要因となります。

■最終処分量の推移



出典: 令和6年度版かわごえの環境(第8号)

④資源循環促進に向けた取組

本市では、3Rの普及に向けて施設見学やリサイクル体験講座の開催などを行っています。

このほか、生ごみの減量に向けて、生ごみ処理機の購入補助や給食センターから出る生ごみの堆肥化を進めています。

事業者への取組としては、エコストア・エコオフィスの認定や搬入検査を実施し、収集運搬業者に指導・助言などを行っています。



資源化センター見学の様子

(3)生物多様性

①かわごえ生き物調査

本市では市民が市内に生息・生育する動植物に親しみながら調査・観察することにより、市内の生物多様性の認識や自然環境の保全の意欲を高めるとともに、環境データの収集・蓄積に資することを目的として、かわごえ生き物調査を実施しています。

調査では、平成29(2017)年～令和3(2021)年の5年間で計1,584種の動植物を確認しています。

■分類群別報告種数

種名	指標種	指標種以外	全ての種
植物	24	812	836
鳥類	13	113	126
昆虫	18	351	369
両生・爬虫類	6	10	16
哺乳類	3	5	8
その他	3	226	229
合計	67	1,517	1,584

出典:かわごえ生き物調査活動報告書

埼玉県レッドデータブックの指定を受けており、指標種として調査をしている9種の希少な生き物の確認状況をみると、カワセミ(地帯別危惧)やニホンカナヘビ(地帯別危惧)が多くなっています。

このほか、平地林ではオオタカやキンラン、伊佐沼ではクロツラヘラサギの飛来やキタミソウ、河川ではミナミメダカといった希少な生き物が確認されています。

■指標種のうち、希少な生き物の報告状況

種名	区分	報告件数	
クチナシグサ	準絶滅危惧(NT)	42	絶滅危惧Ⅱ類(VU) 絶滅の危険が増大している種 準絶滅危惧(NT) 現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 準絶滅危惧1型(NT1) 種本来の特性として脆弱な要素をもつ種 準絶滅危惧2型(NT2) 生息状況の推移から判断して種の存続への圧迫が強まっていると判断される種 地帯別危惧(RT) 地帯区分でみた場合に既に絶滅した、若しくは絶滅の恐れを危惧すべき地帯があると判断される種
シュンラン	準絶滅危惧(NT)	33	
カワセミ	地帯別危惧(RT)	84	
コサギ	準絶滅危惧2型(NT2)	61	
ニホンカナヘビ	地帯別危惧(RT)	84	
アオダイショウ	準絶滅危惧2型(NT2)	24	
トウキョウダルマガエル	準絶滅危惧1型(NT1)	37	
ニホンアカガエル	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	6	
マルタニシ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	6	

出典:かわごえ生き物調査活動報告書

環境省が公表する生態系被害防止外来種リストの指定を受けており、指標種として調査をしている8種の注意すべき生き物の確認状況をみると、セイヨウタンポポ(重点対策外来種)やアカボシゴマダラ(重点対策外来種)が多くなっています。

このほか、市内ではアライグマやセイタカアワダチソウ、アメリカザリガニといった外来種が確認されています。

■指標種のうち、注意すべき生き物の報告状況

種名	区分	報告件数
アレチウリ	緊急対策外来種	58
オオフサモ	緊急対策外来種	49
オオブタクサ	重点対策外来種	97
セイバンモロコシ	重点対策外来種	76
セイヨウタンポポ	重点対策外来種	155
ガビチョウ	重点対策外来種	49
アカボシゴマダラ	重点対策外来種	157
ミシシippアカミミガメ	緊急対策外来種	49

緊急対策外来種
対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある種
重点対策外来種
甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い種

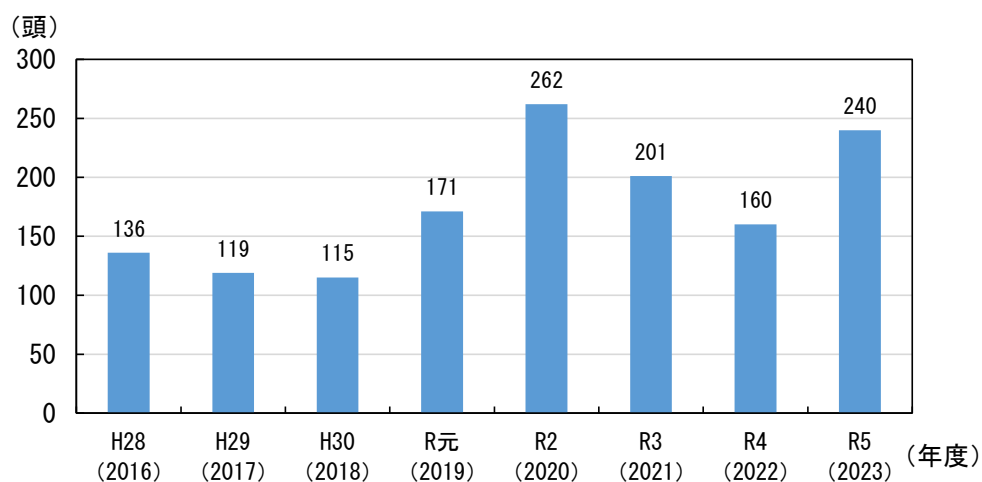
出典:かわごえ生き物調査活動報告書

②野生鳥獣・外来生物

ドバト等の鳥獣による生活環境や農作物への被害等の防止・軽減を図るため、市では有害鳥獣の捕獲等の許可証の交付を行っており、令和5(2023)年度は37件と近年で最も多くなっています。

また、県が策定した防除実施計画に基づき、特定外来生物に指定されているアライグマの防除を毎年実施しており、令和5(2023)年度は240頭捕獲しています。また、アライグマのほか、市内では、オオフサモやナガエツルノゲイトウ、クビアカツヤカミキリなどの特定外来生物が新たに確認されています。

■アライグマの捕獲頭数の推移



出典:令和6年度版かわごえの環境(第8号)

③平地林

本市の南部にはクヌギ、コナラ、アカマツなどの樹林地と畑地で構成される平地林が多く残っており、オオタカやキンランなど希少な生き物が生息する重要なエリアとなっています。

また、平地林が広がる武蔵野台地は火山灰土に厚く覆われ作物が育ちにくい土地であり、江戸時代から多くの木を植えて平地林として育て、木々の落ち葉を掃き集めて堆肥にして畑に入れ、土壌を改良して農業を営んできました。

こうして360年以上にわたり続けられてきた伝統農法は「落ち葉堆肥農法」と呼ばれ、人との関わりを通じて景観や生物の多様性を育むシステムが評価され、「武蔵野の落ち葉堆肥農法」は、平成29(2017)年3月に日本農業遺産に、令和5(2023)年7月には世界農業遺産に認定されました。



平地林での落ち葉集めの様子

④農地

本市は、県内でも有数な農業が盛んな地域となっています。農地には米や野菜などの食糧生産の場としての役割のほか、雨水の一時貯留機能、農地や水路などで構成される農空間は、トンボ類やコオロギ類などの昆虫やそれらを餌とする鳥類のすみ処になるなど多面的機能を有しています。令和6(2024)年には、南古谷地区の水田でコウノトリの飛来も確認されました。



田んぼに飛来するコウノトリ

⑤社寺・史跡・旧跡

市内に点在する社寺や史跡・旧跡に残るまとまった緑地は、緑地の少ない市街地における生き物のすみ処となるため、生物多様性の観点から重要となっています。山王塚古墳は7世紀後半に造られた日本最大の上円下方墳で大型古墳築造の終焉を考える上でも重要であり、歴史・文化的な観点も含め、川越らしい自然環境の一つとなっています。



山王塚古墳

⑥文化財

令和6(2024)年1月現在、本市における指定文化財の総数は、248件となっており、このうち自然環境として扱える史跡は36件、天然記念物は9件、旧跡が4件となっています。天然記念物としては、並木の大クス(県指定記念物)や出世稲荷神社のイチョウ(市指定記念物)、鯨井のヒイラギ(市指定記念物)などがあります。

■指定文化財一覧

指定の種別	有形文化財						
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	古文書 書跡・典籍	考古資料	歴史資料
総数(件)	64	5	14	26	36	7	7
国指定文化財	5	2	-	3	1	-	-
県指定文化財	9	2	2	5	7	1	1
市指定文化財	50	1	12	18	28	6	6

指定の種別	有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	天然記念物	旧跡	総数
総数(件)	21	19	36	9	4	248
国指定文化財	-	1	2	-	-	14
県指定文化財	1	6	3	1	4	42
市指定文化財	20	12	31	8	-	192

出典：令和5年版統計かわごえ

⑦公園・市街地

市街地には、初雁公園や御伊勢塚公園などの大規模な都市公園や緑道、生産緑地地区を含む都市農地、事業地内の緑地、住宅の庭など、多様な緑地があります。これらの緑地は、生き物のすみ処や餌場、移動経路として重要な役割を担っています。

⑧池沼・湿地

伊佐沼は自然沼としては県内最大の大きさであり、農業用水として利用されています。伊佐沼は、希少な湿生植物であるキタミソウの群生地であるだけでなく、野鳥の観察スポットとしても知られており、クロツラヘラサギが飛来するなど多様な生き物が生息・生育する貴重な場所となっています。



伊佐沼で見つかったキタミソウ

⑨河川

本市は、入間川や小畔川、新河岸川など、川に囲まれる形で位置しています。これらの河川にはミナメダカやドジョウなど多様な魚類が生息しています。

新河岸川はかつて舟運により川越と江戸の物資輸送に利用されており、川岸に河岸場が開設されるとそこに農産物等様々な品物を扱う河岸問屋ができ、本市の商業の繁栄を支えました。

(4)安全・安心

①大気環境に関すること

大気汚染物質の環境基準等が定められている項目について、測定局で大気汚染状況の監視を実施しています。令和5(2023)年度時点で二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、PM2.5(微小粒子状物質)及び有害大気汚染物質については、測定している測定局全てで環境基準等を達成しています。しかし、光化学オキシダントについては、県外から風で運ばれる大気汚染物質の影響などにより環境基準を超過する日が発生しています。

また、大気中のアスベスト(石綿)濃度を測定しており、総繊維数濃度は1本/ℓ以下で低い値を維持しています。

②水環境に関すること

水環境については、公共用水域及び地下水の水質調査を実施しています。公共用水域のうち河川について、有機物による水質汚濁の指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)は、近年、環境基準をおおむね達成していますが、一部地点において達成できていない年があります。

地下水については、一部の区域で地下水の環境基準の超過が確認されています。

③化学物質等の環境リスクに関すること

特定化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業者の化学物質排出状況等を把握し、公表しています。

また、ダイオキシン類については常時監視を行っており、令和5(2023)年度時点において全地点で環境基準を達成しています。

大気中の放射線量については、公共施設等でモニタリングしており、令和5(2023)年度時点において全地点で日本の自然放射線量の平均値と同程度となっています。

(5)地域づくり・人づくり

①歴史・文化、地域美化に関すること

本市は、城下町と市街地を取り囲む田園地帯が、固有の自然や歴史、文化等を共有しながら一体となり発展してきた都市です。中心市街地には、蔵造りの町並みで有名な伝統的建造物群保存地区のほか、歴史ある社寺や史跡等が数多く残るなど、周辺都市にはない特色をもっています。環境面から見ても昔ながらの町並みや社寺林等は重要で、将来に渡って残したい景観として適切に保存・保全していくことが望まれています。

自然と調和した歴史的町並みの保存に向けて、伝統的建造物群保存地区では、樹木の保存を図るとともに、伝統的建造物の保存修理や新築の修景事業などを行っています。

地域美化については、毎年緑の募金を原資とした緑化活動やクリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)などを実施しています。

このほか、景観を損なう可能性がある空家等・あき地については、所有者等に対し、適切な管理を促すために情報提供や助言などを行っています。



ごみゼロ運動の様子

②まちづくりに関すること

本市は高速道路や国道などの幹線道路や鉄道、路線バスにより周辺都市と広域的に結ばれている県西部地域の拠点となっています。

交通網の円滑化や利便性の向上に向けて、道路の整備や市内循環バス「川越シャトル」の運行などを行っています。また、環境負荷の少ない徒歩・自転車の利用促進に向けて、パークアンドサイクルライドやパークアンドバスライドの実施やシェアサイクルの運用なども行っています。

このほか、災害への備えとして、毎年度帰宅困難者対策訓練の実施やハザードマップの周知などを行っています。

③人材育成に関すること

環境保全意識の醸成に向けて、広報川越や市ホームページ、パブリシティ、市内循環バス「川越シャトル」のデジタルサイネージ放映などを活用し、環境情報を発信しています。

将来を担うこどもたちに対しては、ESD(持続可能な開発のための教育)の実践や社会見学、校外学習など身近な環境について学ぶ機会を提供し環境保全意識の醸成を図っています。

また、地域における環境学習・環境活動に対しては、環境に関する各種講座や生き物調査、観察会の開催など環境について学ぶ機会を提供するとともに、つばさ館や公民館、児童館などを活用した情報発信や啓発なども行っています。



さかな観察会の様子

1-2 第三次計画の進捗評価

第三次計画では、望ましい環境像である「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」の実現に向けて、5つの環境目標を設定した上で、環境目標に沿った11の大施策と37の中施策、これを実現するための200の具体的取組を示しています。さらに、計画の実効性を確保するため、目標値設定のある50の環境指標と目標値設定をしない19の環境指標との合計69の環境指標を設定しています。

ここでは、①目標値設定のある50の環境指標の達成状況、②目標値設定をしない19の環境指標の進捗状況、③環境目標達成に向けた200の具体的取組の実施状況の3つの視点から評価しました。

なお、第三次計画の進捗詳細については、本市の環境の現状と環境の保全・創造に関する施策についての実施状況を取りまとめた年次報告書「かわごえの環境」を毎年度発行し、市民に公表しています。

①目標値設定のある50の環境指標の達成状況

目標値設定のある50の環境指標について、平成26(2014)年度を基準年度として、令和5(2023)年度の実績を基に評価しました。達成した環境指標が19、未達成だった環境指標が31となっています。

また、目標値が未達成だった31の環境指標については、基準年度である平成26(2014)年度の実績と令和5(2023)年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

未達成だった環境指標のうち、約58%に進展が見られており、おおむね良好に推移していると評価します。

■目標値設定のある50の環境指標の達成状況

施 策		指標数	目標値設定のある50の環境指標の達成状況			
			達成した 環境指標		未達成の環境指標	
					(再掲)目標値が未達成の 31の環境指標の進捗状況	
環境目標1 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素 排出の少ないまちを実現します「低炭素」	1. 地球温暖化対 策の推進	6	2	4	進展が見られる	4
					横ばい	0
					進展が見られない	0
環境目標2 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした 美しいまちを実現します「循環」	2. 循環型社会 の構築	6	3	3	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	3
環境目標3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に 引き継ぎます 「自然共生」	3. 生物多様性の 保全	2	0	2	進展が見られる	1
					横ばい	1
					進展が見られない	0
	4. 貴重な緑の保全	3	1	2	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	2
	5. 多様な緑の創出 ・育成	2	0	2	進展が見られる	2
					横ばい	0
					進展が見られない	0
環境目標4 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の 健康を守ります 「安全・安心」	6. 大気環境の保全	4	2	2	進展が見られる	1
					横ばい	1
					進展が見られない	0
	7. 水環境の保全	7	3	4	進展が見られる	2
					横ばい	2
					進展が見られない	0
	8. 化学物質等の 環境リスク対策	3	3	0	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	0
環境目標5 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と 文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します 「地域づくり・人づくり」	9. 歴史と文化を 生かした地域 づくり	6	1	5	進展が見られる	4
					横ばい	1
					進展が見られない	0
	10. 快適に暮らせる まちづくり	8	3	5	進展が見られる	4
					横ばい	0
					進展が見られない	1
	11. 人づくり・ネット ワークづくり	3	1	2	進展が見られる	0
					横ばい	0
					進展が見られない	2
目標値設定のある50の環境指標の達成状況・目標値が未達成の31の環境 指標の進捗状況		50	19	31	進展が見られる	18
					横ばい	5
					進捗が見られない	8

②目標値設定をしない19の環境指標の進捗状況

目標値設定をしない19の環境指標について、基準年度である平成26(2014)年度の実績と令和5(2023)年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

進展が見られる指標が7で約37%、横ばいの指標が3で約16%、進展が見られない指標が9で約47%となっています。施策分野によって進展が見られる分野と進展が見られない分野があり、特に進展が見られない指標が多い「4. 貴重な緑の保全」や「5. 多様な緑の創出・育成」、「11. 人づくり・ネットワークづくり」については原因の把握と対策が重要となっています。

■目標値設定をしない 19 の環境指標の進捗状況

施 策		指標数	進捗状況	
環境目標1 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します「低炭素」	1. 地球温暖化対策の推進	0	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	0
環境目標2 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します「循環」	2. 循環型社会の構築	0	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	0
環境目標3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます「自然共生」	3. 生物多様性の保全	3	進展が見られる	3
			横ばい	0
			進展が見られない	0
	4. 貴重な緑の保全	3	進展が見られる	1
			横ばい	0
			進展が見られない	2
	5. 多様な緑の創出・育成	3	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	3
環境目標4 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります「安全・安心」	6. 大気環境の保全	1	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	1
	7. 水環境の保全	3	進展が見られる	2
			横ばい	1
			進展が見られない	0
	8. 化学物質等の環境リスク対策	1	進展が見られる	0
			横ばい	1
			進展が見られない	0
環境目標5 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します「地域づくり・人づくり」	9. 歴史と文化を生かした地域づくり	0	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	0
	10. 快適に暮らせるまちづくり	1	進展が見られる	0
			横ばい	0
			進展が見られない	1
	11. 人づくり・ネットワークづくり	4	進展が見られる	1
			横ばい	1
			進展が見られない	2
目標値設定をしない19の環境指標の進捗状況		19	進展が見られる	7
			横ばい	3
			進展が見られない	9

③環境目標達成に向けた200の具体的取組の実施状況

環境目標達成に向けた200の具体的取組について、基準年度である平成26(2014)年度からの実績を確認し、実施状況を「完了」、「順調」、「遅れ」、「未着手」の4区分に整理しました。

完了及び順調が約9割を占めており、おおむね良好に進行していると評価します。

一方、遅れは約4%、未着手は約1%となっており、全体として約5%の取組について、原因の把握と対策が重要となっています。

■環境目標達成に向けた 200 の具体的取組の実施状況

施 策		200の具体的取組の実施状況				
		施策数	完 了	順 調	遅 れ	未着手
環境目標1 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します「低炭素」	1. 地球温暖化対策の推進	21	1	16	4	0
環境目標2 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します「循環」	2. 循環型社会の構築	21	0	21	0	0
環境目標3 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます 「自然共生」	3. 生物多様性の保全	14	0	14	0	0
	4. 貴重な緑の保全	19	0	19	0	0
	5. 多様な緑の創出・育成	14	0	11	3	0
環境目標4 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります 「安全・安心」	6. 大気環境の保全	14	0	14	0	0
	7. 水環境の保全	24	0	24	0	0
	8. 化学物質等の環境リスク対策	17	0	17	0	0
環境目標5 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します 「地域づくり・人づくり」	9. 歴史と文化を生かした地域づくり	11	0	11	0	0
	10. 快適に暮らせる まちづくり	23	1	21	0	1
	11. 人づくり・ネットワークづくり	22	1	19	1	1
合 計		200	3	187	8	2

④第三次計画の評価

第三次計画では、望ましい環境像の実現を目指し、各種の施策に取り組んできました。

前述のとおり、①目標値設定のある50の環境指標の達成状況、②目標値設定をしない19の環境指標の進捗状況、③環境目標達成に向けた200の具体的取組の実施状況は、全体としておおむね良好に成果を上げてきました。一方で、進捗が芳しくない指標や既に事業を完了したもの、一部に遅れが生じている事業などがあり、原因の把握と対策が重要となっています。

進捗が芳しくない指標としては「4. 貴重な緑の保全」や「5. 多様な緑の創出・育成」、「11. 人づくり・ネットワークづくり」に関する指標があり、緑については今後の人口の展望やまちづくりの方針などを踏まえ指標や目標値などを見直す必要があります。また、人づくり・ネットワークづくりについては、新型コロナウイルス感染症の流行などによる外出自粛の影響が大きかったことから、流行前後の実績等を踏まえ、目標値を検討する必要があります。

既に事業を完了したものとしては、本庁舎、東庁舎、分室及び上下水道局庁舎における自動水栓又は節水型機器の導入や工業団地の造成・企業への引き渡しなどがあります。

一部遅れが生じている事業としては、「1. 地球温暖化対策の推進」の公共施設における省エネの推進や市民、事業者及び民間団体等への啓発などに関する取組や「5. 多様な緑の創出・育成」の歴史と水と緑の回廊の整備や伊佐沼及び伊佐沼公園の整備などとなっています。また、「10. 快適に暮らせるまちづくり」及び「11. 人づくり・ネットワークづくり」では地区計画等の活用や環境アドバイザー制度等の活用に関する取組で未着手が生じており、原因の把握と対策が重要となっています。

第四次計画では、これらの評価結果や社会情勢、市民意識などを踏まえ、方向性を再検討し、本市の実情に応じた取組を推進していきます。

2 緑の現状と緑の計画の進捗評価

2-1 緑の現状

(1) 緑の構成

令和6(2024)年3月末現在、本市における緑の現況面積は5,464.7haで、市域面積の50.1%を占めています。その内訳は「農地、牧草地その他これらに類するもの(以下「農地・牧草地」といいます。)」が3,722.4haで最も多く、次いで「水辺・水面」、「山林・原野その他これらに類するもの(以下「山林・原野」といいます。）」、「都市公園」、「公共施設緑地」、「民間施設緑地」の順となっています。

「農地・牧草地」は市街化区域を取り囲む形でまとまった規模で位置しており、市街化区域内においても、南古谷地区、高階地区、福原地区、大東地区等の市の南部を中心に点在しています。

「山林・原野」は、福原地区、霞ヶ関地区西部、名細地区北部等にまとまった量が分布しており、これらの多くは雑木林です。また、市街化区域内の「山林・原野」は少なく、社寺境内地に見られる程度となっています。

「水面・水辺」は入間川、小畔川が市を取り囲むように流れています。また、東部の古谷地区には、県内最大規模の自然湖沼である伊佐沼が位置しており、ここから九十川が南部に向かって流れています。また、本庁地区を取り囲むように流れる新河岸川をはじめ、多くの河川が市内を流れています。

■ 緑の構成

区 分		令和6年3月 面積(ha)	平成26年3月 面積(ha)	平成17年3月 面積(ha)	平成26年からの 増減面積(ha)
施設緑地	都市公園 ()内は緑被面積を示す	168.1 (139.5)	161.3	146.0	6.8
	公共施設緑地	158.8	162.9	152.4	-4.1
	民間施設緑地	97.6	104.9	102.7	-7.3
その他の緑 (地目別)	水面・水辺:河川・池沼・水路・河岸	905.2	867.0	884.9	38.2
	山林・原野その他これらに類するもの	412.6	473.9	475.4	-61.3
	農地・牧草地その他これらに類するもの	3,722.4	3,894.9	4,210.0	-172.5
緑の現況量 総計		5,464.7	5,664.9	5,971.4	-200.2
市域に対する割合		50.1%	51.9%	54.7%	-1.8%

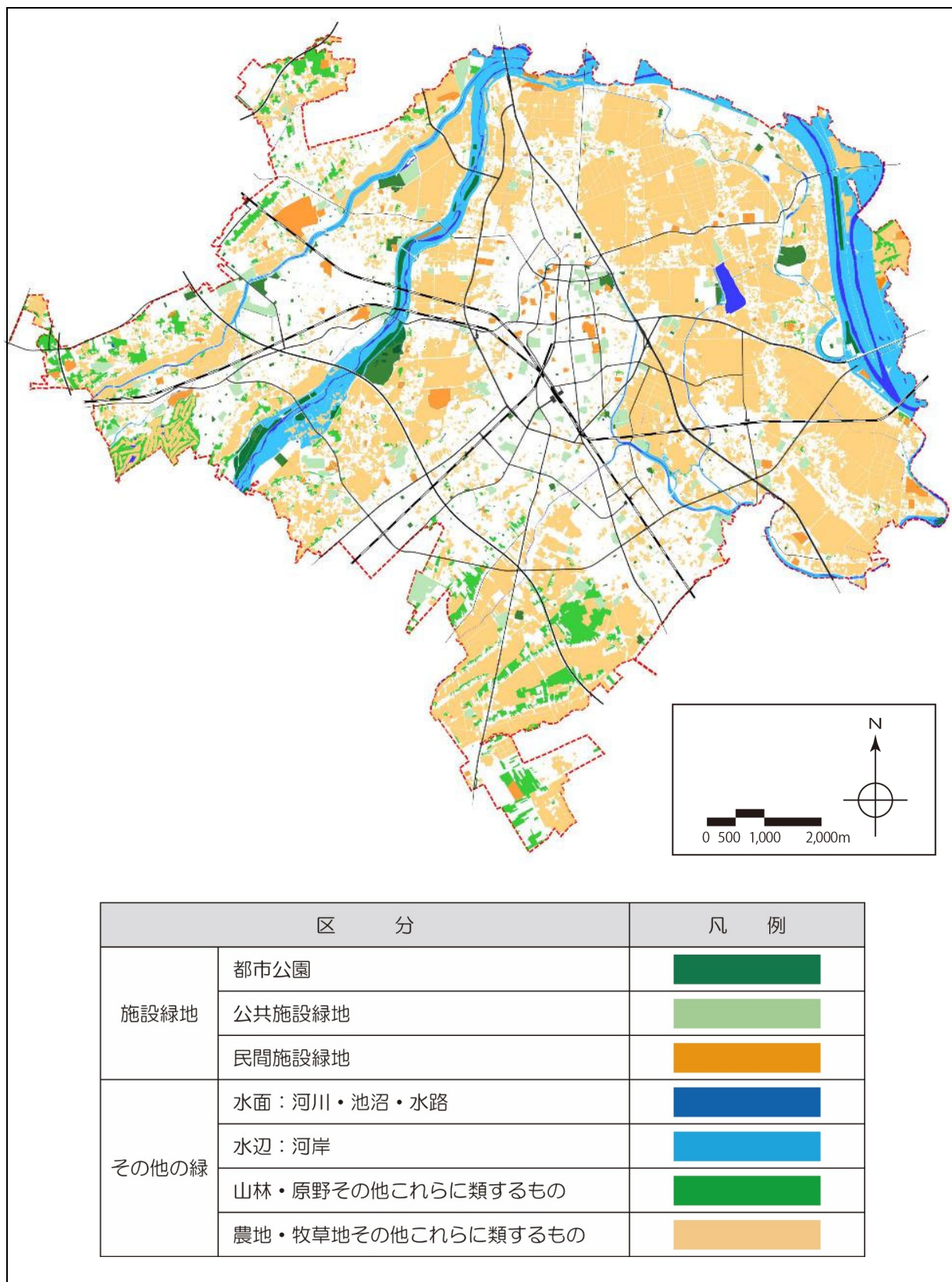
※ 緑の現況調査方法について

空中写真のオルソ画像より、「緑被率標準調査マニュアル」(東京都環境保全局)に基づき、緑被等抽出(樹木地、草地、農地、裸地、水面)を行い、施設緑地では自然面(樹木地、雑草地、農地、裸地、水面)を緑地面積とし、その他の緑は、緑被地を地目別に水面・水辺・農地に分類し、山林・原野については、民有林・保存樹林等を含むまとまりのある緑被地を対象とした。

※ 市の面積について

国土地理院が公表した全国都道府県市区町村別面積調の値を用いた(平成17~26年:10,916.0ha、令和6年:10,913.0ha)。

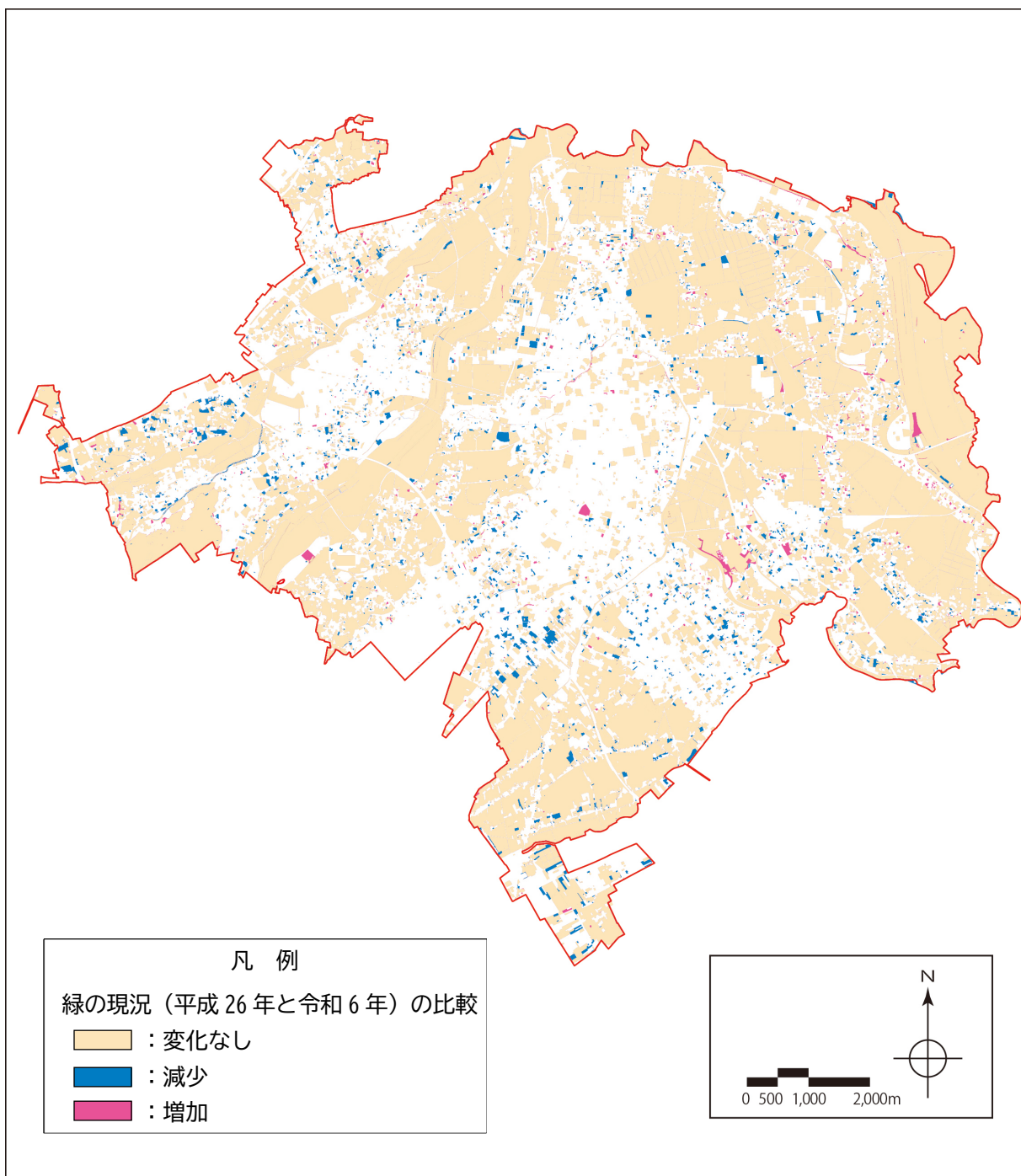
■緑の現況図



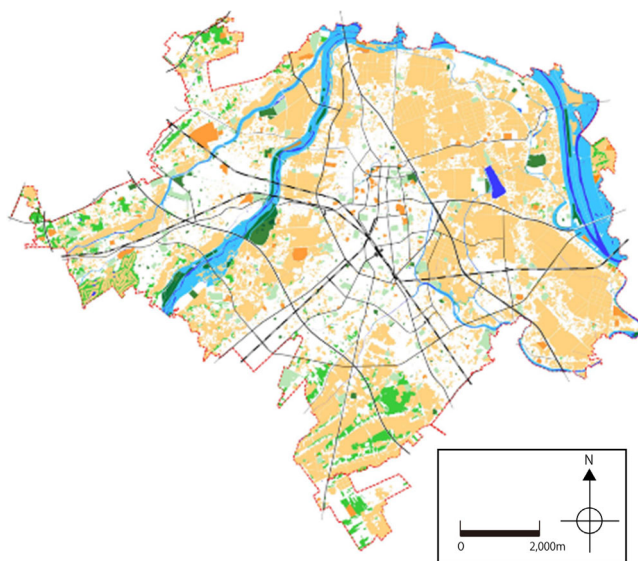
平成26(2014)年からの緑の変化を見ると、全体では200.2haの緑が減少しています。特に「農地・牧草地」が著しく、172.5haの緑が減少しています。霞ヶ関地区北部や大東地区南部では、宅地化の進行等により、「農地・牧草地」と「山林・原野」の減少が際立っています。

また、平成17(2005)年からの緑の変化をみると、大東地区南部や高階地区では「農地・牧草地」が、霞ヶ関地区北部や福原地区南部では「山林・原野」が特に減少しています。

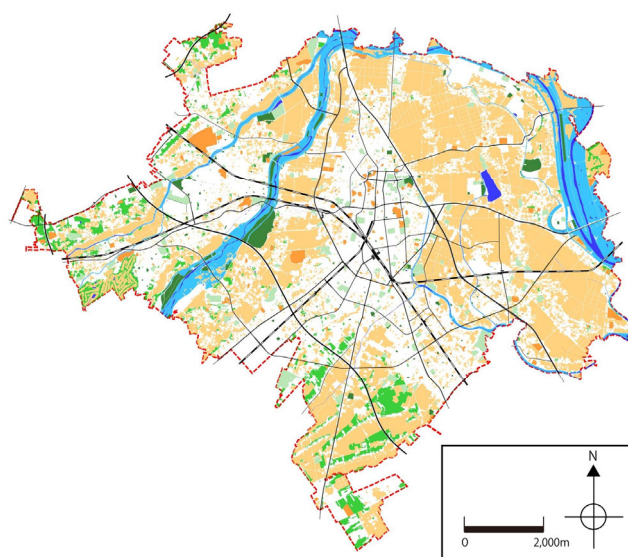
■緑の変遷



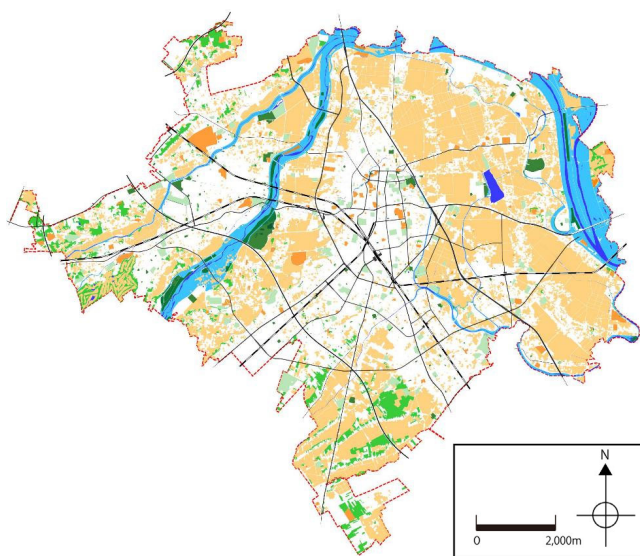
■緑の現況図の推移



平成 17(2005)年 3 月末時点



平成 26(2014)年 3 月末時点



令和 6(2024)年 3 月末時点

区 分		凡 例
施設緑地	都市公園	
	公共施設緑地	
	民間施設緑地	
その他の緑	水面：河川・池沼・水路	
	水辺：河岸	
	山林・原野その他これらに類するもの	
	農地・牧草地その他これらに類するもの	

(2)緑地の概要

1)施設緑地の現況

①都市公園

都市公園の整備状況は、都市計画区域内全体で325箇所となっており、平成26(2014)年から27箇所増加しています。面積は168.1ha整備されており、市民1人当たりの都市公園面積は、4.8㎡で、平成26(2014)年から0.2㎡増加となっています。

主な公園としては、川越運動公園(運動公園)、初雁公園(運動公園)、御伊勢塚公園(地区公園)、伊佐沼公園(風致公園)、安比奈親水公園(都市緑地)、仙波河岸史跡公園(歴史公園)、なぐわし公園(総合公園)、川越公園(川越水上公園)(総合公園:県営)等が挙げられます。

■都市公園の種別ごとの整備状況 令和6(2024)年3月末現在

種類		市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
基幹公園	住区基幹公園	181	32.9	289	43.1
	街区公園	175	21.5	281	27.6
	近隣公園	5	7.0	7	11.1
	地区公園	1	4.4	1	4.4
	都市基幹公園	2	44.1	4	63.0
	総合公園	1	39.6	2	45.0
	運動公園	1	4.5	2	18.0
特殊公園	風致公園	0	0.0	1	2.9
	動植物公園	0	0.0	0	0.0
	歴史公園	2	1.0	3	2.4
	墓園	0	0.0	0	0.0
	その他	0	0.0	0	0.0
広場公園		1	0.1	1	0.1
広域公園		0	0.0	0	0.0
緩衝緑地		1	1.2	1	1.2
都市緑地		7	3.8	26	55.5
緑道		0	0.0	0	0.0
都市林		0	0.0	0	0.0
国の設置によるもの		0	0.0	0	0.0
都市公園合計		194	83.1	325	168.1

出典:公園整備課資料
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります

②公共施設緑地

公共施設緑地は、公立の教育施設、公営の市民農園、児童遊園等が挙げられます。総面積は、158.8haです。平成26(2014)年と比較すると、4.1ha減少しています。



古尾谷八幡神社児童遊園

③民間施設緑地

民間施設緑地は、市民の森、社寺境内地等が挙げられます。総面積は、97.6haです。平成26(2014)年と比較すると、7.3ha減少しています。



東洋大学こもればの森

2)地域制緑地の現況

地域制緑地の指定状況は、以下のとおりです。

平成26(2014)年と比較すると、農用地区域が18.0ha、生産緑地地区が13.7ha、保存樹林が9.1ha減少しています。

■地域制緑地の指定状況 令和6(2024)年3月末現在

区分	面積(ha)	備考
生産緑地地区	128.5	都市計画課資料
近郊緑地保全区域	512.9	環境政策課資料
農用地区域	2,369.0	農政課資料
河川区域	1,102.4	緑地現況図
天然記念物	(9箇所)	文化財保護課資料
史跡	4.8	文化財保護課資料(河越館跡のみ)
ふるさとの緑の景観地	48.0	環境政策課資料
保存樹林	36.8	環境政策課資料

※河川区域は、県管理河川(約281.7ha)を含めて算出したことで平成26年より増加。

3)緑地の総量

本市における緑地の総量は、4,014.5haとなり、市全体で36.8%を占めています。平成26(2014)年と比較すると、面積で74.8ha、割合で0.7%増加しています。なお、増加した要因としては、その他法等によるものに含まれる河川区域において、新たに県管理河川を含めて算出したことが挙げられます。

■施設緑地及び地域制緑地の現況量 令和 6(2024)年 3 月末現在

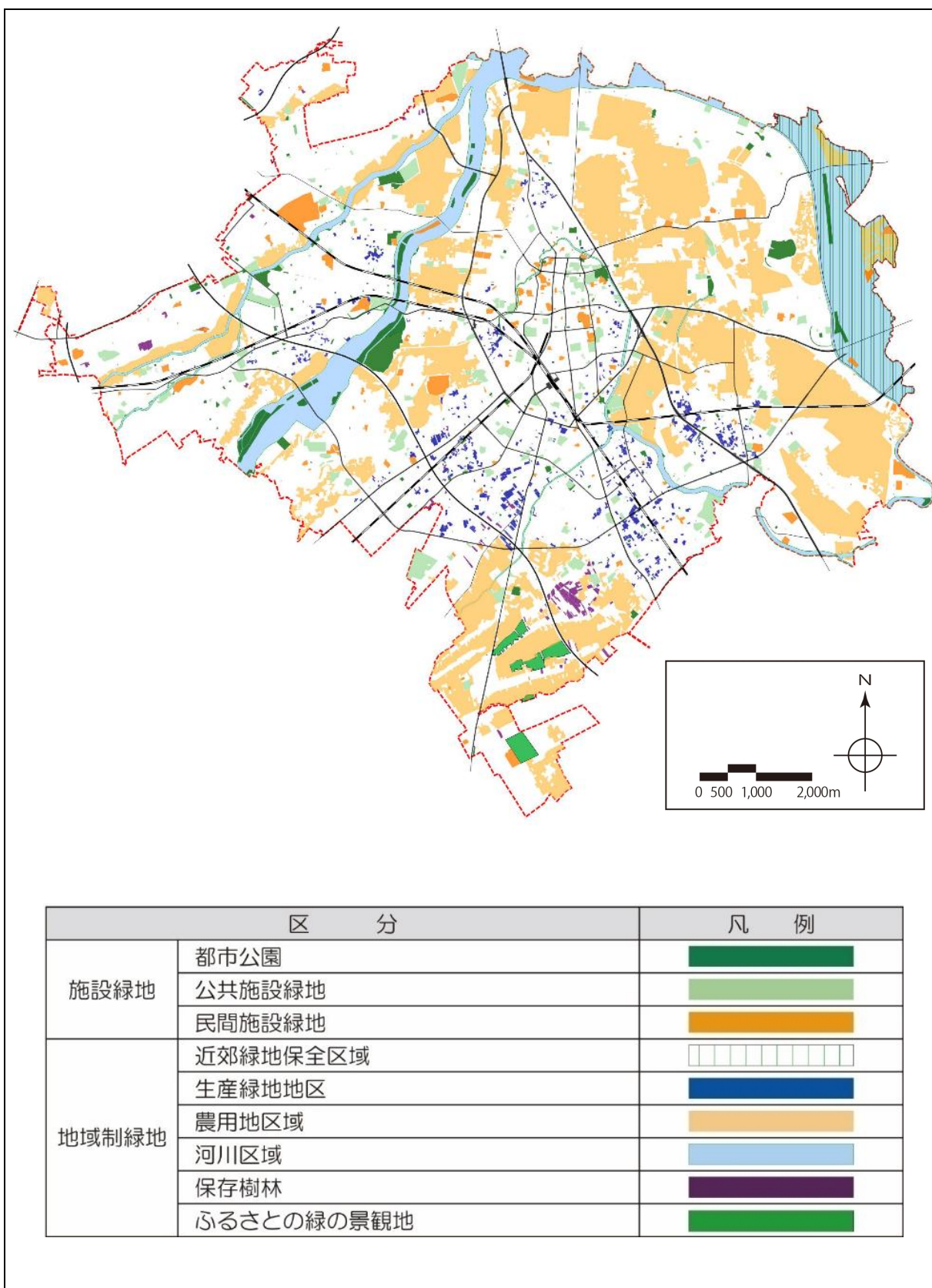
区分		面積(ha)
施設緑地	都市公園	168.1
	公共施設緑地	158.8
	民間施設緑地	97.6
	施設緑地小計	424.5
	施設緑地間の重複	0.0
	施設緑地合計	424.5
地域制緑地	近郊緑地保全区域	512.9
	生産緑地地区	128.5
	その他法等によるもの	3,561.0
	地域制緑地小計	4,202.4
	地域制緑地間の重複	-531.9
	地域制緑地合計	3,670.5
施設・地域制緑地間の重複		-80.5
緑地現況量		4,014.5
市域(10,913.0ha)に対する割合		36.8%

※ その他法等によるもの：農用地区域、河川区域、史跡、保存樹林、ふるさとの緑の景観地

※ 緑地の総量調査方法について

施設緑地は緑の現況調査と同様で、地域制緑地は各課の資料をもとに卓上積み上げを行い、重複部分を計測処理した。

■緑地の現況図



2-2 緑の計画の進捗評価

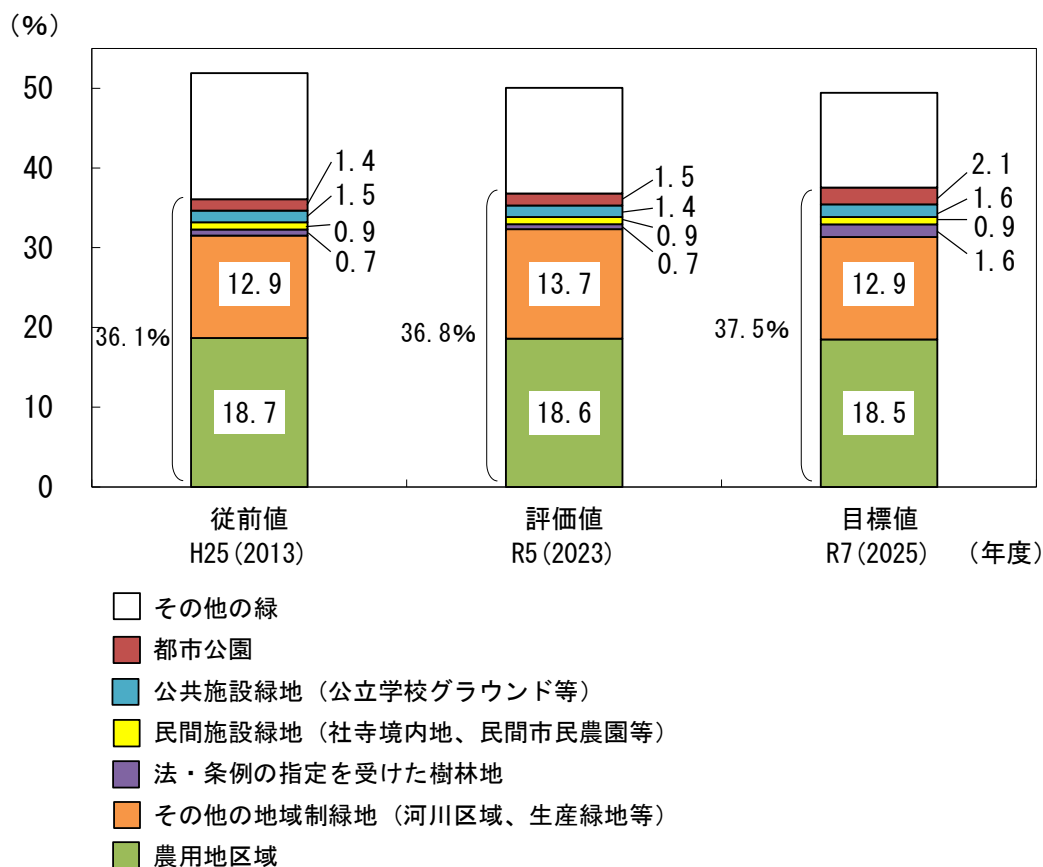
ここでは、便宜的に緑の計画の評価をするため、①目標の達成状況、②目標値設定のある10の指標の達成状況、③目標値設定をしない8の指標の進捗状況、④重点計画における30項目の取組の実施状況、⑤個別計画における104項目の取組の実施状況といった5つの視点から評価しました。

なお、緑の計画の進捗詳細については、年次報告書「かわごえの環境」に取りまとめ、毎年度発行し、市民に公表しています。

①目標の達成状況

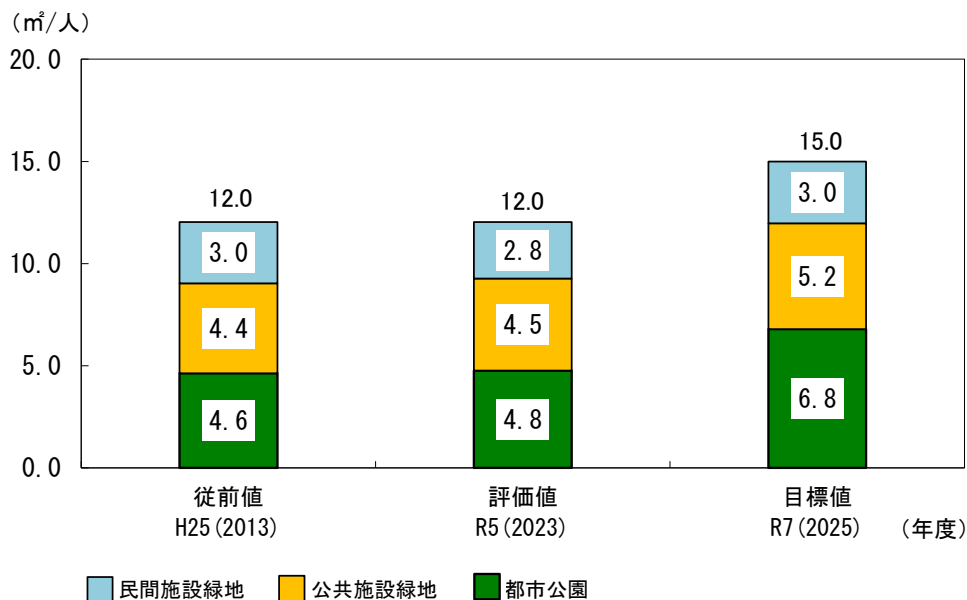
緑の計画における目標の達成状況(数値目標)は、いずれの目標も達成できませんでした。特にその他の緑の面積や法や条例等の指定を受けた樹林地の面積は、従前値を下回っており、その原因を検証し、改善を図っていく必要があります。

計画の目標:法指定の拡大や施設緑地の整備により、市域に対して約 4 割の緑を維持していくことを目指します。		
従前値 平成 25(2013)年度	評価値 令和 5(2023)年度	目標値 令和 7(2025)年度
36.1% (3,939.7ha)	36.8% (4,014.5ha)	37.5% (4,097.1ha)



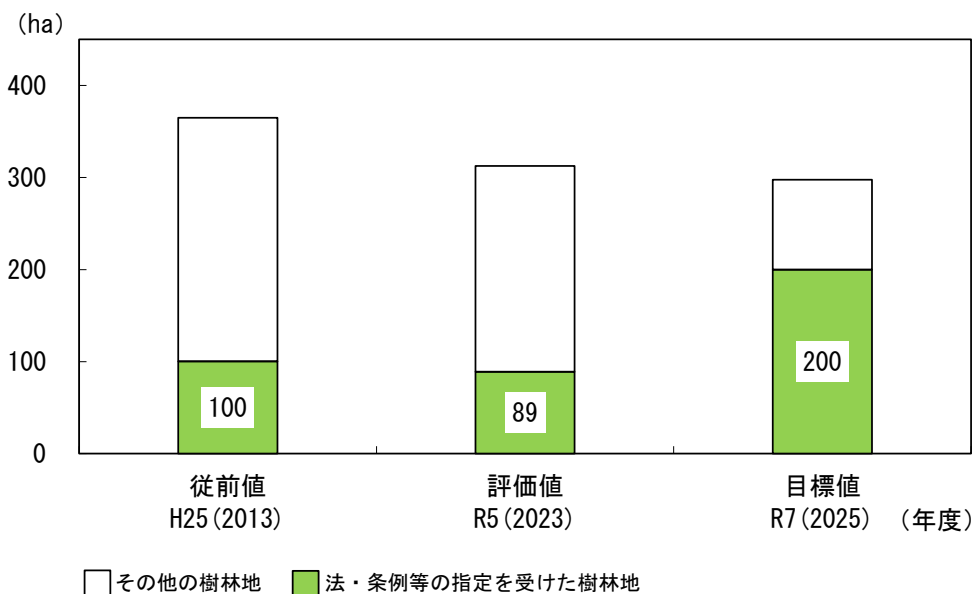
計画の目標:都市公園や広場等の面積を、現在の約 1.3 倍(市民 1 人当たり 15.0m²)とすることを目指します。

従前値 平成 25(2013)年度	評価値 令和 5(2023)年度	目標値 令和 7(2025)年度
12.0 m ² /人	12.0 m ² /人	15.0 m ² /人



計画の目標:法や条例等の指定により維持する樹林地の面積を、約 2 倍に拡大することを 目指します。

従前値 平成 25(2013)年度	評価値 令和5(2023)年度	目標値 令和 7(2025)年度
100ha	89ha	200ha



②目標値設定のある10の指標の達成状況

目標値設定のある10の指標について、平成26(2014)年度を基準年度として、令和5(2023)年度の実績を基に評価しました。達成した指標が2、未達成だった指標が8となっており、達成した指標は全体の20%にとどまっています。

また、目標値が未達成だった8の指標については、基準年度である平成26(2014)年度の実績と令和5(2023)年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

未達成だった指標のうち、進展が見られる指標が3で約38%、横ばいの指標が1で約13%、進展が見られない指標が4で約50%となっています。

■目標値設定のある10の指標の達成状況

基本方針	個別計画	指標数	目標値設定のある10の指標の達成状況			
			達成した指標		未達成の指標	
					(再掲)目標値が未達成の8の指標の進捗状況	
1. 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもりまします ～緑をまもる～	1)水と緑と農地の保全	4	1	3	進展が見られる	0
	2)歴史的環境の保全				横ばい	1
	3)生き物の生息・生育空間となる緑の保全				進展が見られない	2
2. 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくりまします ～緑をつくる～	4)水と緑のネットワークの形成	4	0	4		
	5)身近で安全・安心な都市公園等の整備					
	6)歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備				進展が見られる	3
	7)公共施設緑化の推進				横ばい	0
3. 水と緑のまちをそだてまします ～緑をはぐくむ～	8)民有地緑化の促進	2	1	1	進展が見られない	1
	9)緑に親しむきっかけづくり				進展が見られる	0
	10)水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり				横ばい	0
目標値設定のある10の指標の達成状況		10	2	8	進展が見られる	3
					横ばい	1
					進展が見られない	4

③目標値設定をしない8の指標の進捗状況

目標値設定をしない8の指標について、基準年度である平成26(2014)年度の実績と令和5(2023)年度の実績を比較した進捗状況を、「進展が見られる」、「横ばい」、「進展が見られない」の3区分に整理しました。

進展が見られる指標が2で約25%、横ばいの指標が1で約13%、進展が見られない指標が5で約63%となっています。進展が見られない指標としては「樹林地の面積」や「緑地面積」など緑を増やすことに関する指標が多くなっており、開発等が進み緑の面積が減少している実情を踏まえ、対策や目標値の見直しが重要となっています。

■目標値設定をしない8の指標の進捗状況

基本方針	個別計画	指標数	進捗状況	
1. 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもりまします ～緑をまもる～	1)水と緑と農地の保全	5	進展が見られる	2
	2)歴史的環境の保全		横ばい	1
	3)生き物の生息・生育空間となる緑の保全		進展が見られない	2
2. 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくりまします ～緑をつくる～	4)水と緑のネットワークの形成	2		
	5)身近で安全・安心な都市公園等の整備			
	6)歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備			
	7)公共施設緑化の推進		進展が見られる	0
	8)民有地緑化の促進		横ばい	0
3. 水と緑のまちをそだてまします ～緑をはぐくむ～	9)緑に親しむきっかけづくり	1	進展が見られる	0
	10)水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり		横ばい	0
			進展が見られない	1
目標値設定をしない8の指標の進捗状況		8	進展が見られる	2
			横ばい	1
			進展が見られない	5

④重点計画における30項目の取組の実施状況

重点計画における30項目の取組の実施状況は、順調が8割以上を占めており、おおむね良好に進行していると評価します。

一方、遅れは約6.7%、未着手は10.0%となっており、原因の把握と対策が重要となっています。

■重点計画における30項目の取組の実施状況

重点計画	重点計画における30項目の取組の実施状況				
	施策数	完了	順調	遅れ	未着手
1. 花いっぱい運動の展開	8	0	7	0	1
2. ふれあいの水辺づくり	10	0	7	2	1
3. ふるさとの雑木林づくり	5	0	5	0	0
4. 小江戸回廊づくり	7	0	6	0	1
合 計	30	0	25	2	3
重点計画における30項目の取組の実施状況の割合	100.0%	0.0%	83.3%	6.7%	10.0%

⑤個別計画における104項目の取組の実施状況

個別計画における104項目の取組の実施状況は、順調が8割以上を占めており、おおむね良好に進行していると評価します。

一方、遅れは約6.7%、未着手は約7.7%となっており、原因の把握と対策が重要となっています。

■個別計画における 104 項目の取組の実施状況

基本方針	個別計画	個別計画における104項目の取組の実施状況				
		施策数	完了	順調	遅れ	未着手
1. 川越の歴史的環境を形成する水と緑をまもりまします ～緑をまもる～	1)水と緑と農地の保全	23	0	23	0	0
	2)歴史的環境の保全	6	0	4	1	1
	3)生き物の生息・生育空間となる緑の保全	7	0	6	1	0
2. 歴史と文化が香る緑豊かなまちをつくりまします ～緑をつくる～	4)水と緑のネットワークの形成	19	0	13	2	4
	5)身近で安全・安心な都市公園等の整備	11	0	10	1	0
	6)歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備	7	0	6	1	0
	7)公共施設緑化の推進	9	0	9	0	0
	8)民有地緑化の促進	6	0	5	1	0
3. 水と緑のまちをそだてまします ～緑をはぐくむ～	9)緑に親しむきっかけづくり	7	0	6	0	1
	10)水と緑を守り・つくり・育てるしくみづくり	9	0	7	0	2
合 計		104	0	89	7	8
個別計画における104項目の取組の実施状況の割合		100.0%	0.0%	85.6%	6.7%	7.7%

⑥緑の計画の評価

緑の計画では、計画の基本姿勢を「みんなではぐくむ水と緑と歴史のまち・川越」としています。その基本姿勢を先導する計画を「重点計画」として、また、基本方針を実現させるための具体的な計画を「個別計画」として、さらに、地区ごとの緑に関する方針を示す計画を「地区別計画」として構成しました。

前述のとおり、①目標の達成状況、②目標値設定のある10の指標の達成状況、③目標値設定をしない8の指標の進捗状況については、人口増加や開発などを背景に全体として進展が見られない、未達成のものが多く、目標値の見直しや指標そのものの見直しが重要となっています。

重点計画について、「1. 花いっぱい運動の展開」では、道路緑化や道路の余剰地等を活用したポケットパークの整備、花苗の支給など順調に進む一方で、緑化センターの設置に関する取組については未着手となっています。また、「2. ふれあいの水辺づくり」については、安比奈親水公園や上戸緑地など河川空間を活用した公園の整備や公園整備の際には、雨水流出抑制対策として浸透トレンチ等を設置するなど順調に進む一方で、水辺の拠点を結ぶ河川等の緑化に関する取組については未着手となっています。

「4. 小江戸回廊づくり」については、市民花壇制度による緑の創出や本丸御殿周辺広場整備など順調に進む一方で、歩行者空間としての緑道やコミュニティ道路の整備に関する取組については未着手となっています。

個別計画について、多くの取組が順調に進んでいる一方で、「4. 水と緑のネットワークの形成」については、水辺の拠点を結ぶ河川等の緑化や歩行者空間としての緑道やコミュニティ道路の整備、安心して歩ける緑道やコミュニティ道路の整備などに関する取組が未着手となっています。

緑の現況からは、都市公園数は着実に増加しているものの、宅地化などにより農地や樹林面積は年々減少していることがわかります。これらの現状から、開発に伴う緑化を誘導するとともに、法や条例等で担保された緑をいかに増やしていくかが重要となります。

都市公園等については、公園施設の老朽化や人口減少による公園の利用低迷、市民ニーズの多様化など新たな問題が浮き彫りになっており、新たな公園の整備だけでなく維持管理や既存公園の機能分担などを検討していくことが重要です。

緑に関する施策をより推進していくためには、計画の中に位置付けられた取組を長期的な視点で捉えて、段階的に進めていく必要があります。また、市だけでなく、市民、事業者及び民間団体との協働による取組が必要不可欠で、それぞれが役割を認識したうえで積極的に行動することが重要です。

3 川越市の環境に関するアンケート調査結果概要

3-1 調査の概要

第四次計画及び第二次緑の計画の策定に当たり、市民及び事業者に対し、本市の環境及び緑に関するアンケート調査を実施しました。以下にその結果の概要を示します。

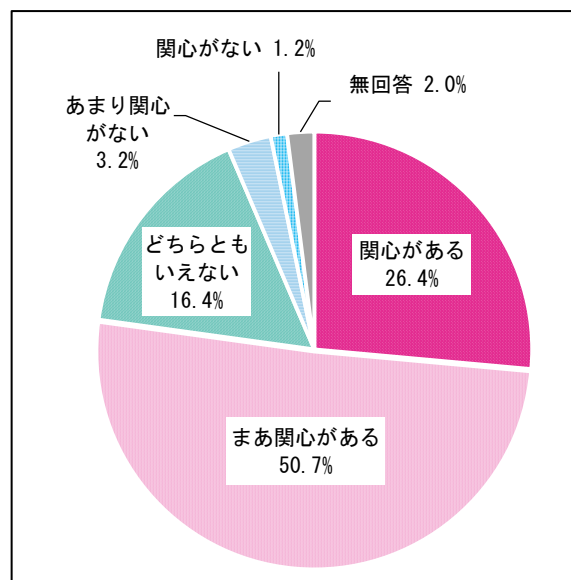
※集計は、小数第2位を四捨五入して算出しているため、回答率の合計が100%にならない場合があります。

対象者	市民	事業者
抽出方法	18歳以上の市民の中から無作為に抽出	市内の事業所から無作為に抽出
サンプル数	2,000人	300事業所
調査期間	令和6(2024)年8月30日～9月17日	
調査方法	調査票の郵送配布・郵送回収(Webでの回答にも対応)	
回収数(回収率)	745通(37.3%) うち、Web回答は147通	101通(33.7%) うち、Web回答は23通

3-2 市民アンケート調査結果

①環境問題への関心度

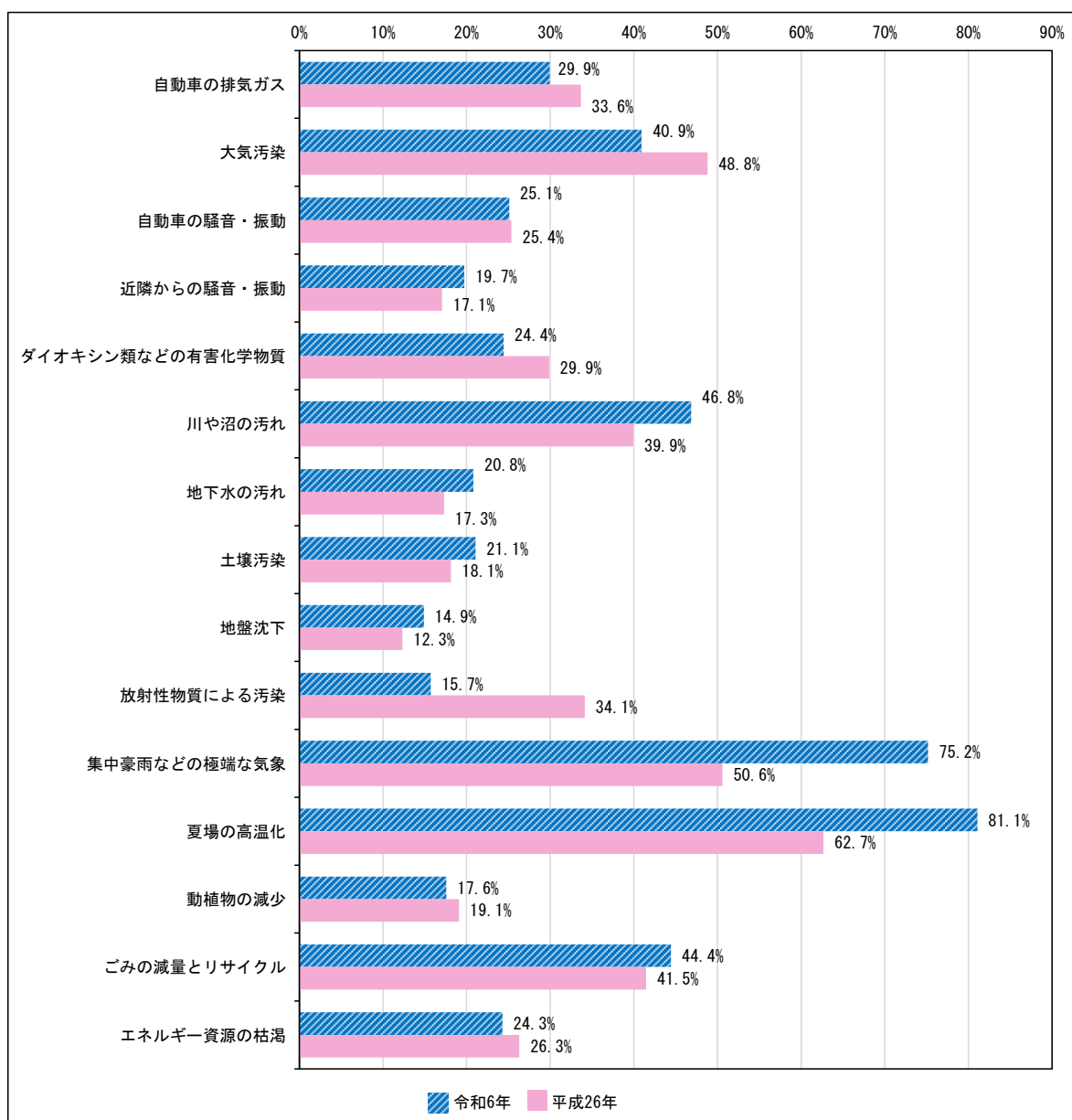
市民の環境問題への関心度を見ると、「関心がある」又は「まあ関心がある」と回答した割合は合わせて約77%と高く、市民の環境問題への関心の高さがうかがえます。



②身のまわりで関心のある環境問題

下のグラフでは、身のまわりの環境問題の中で、特にどのような問題に対する関心が高いかをアンケート結果から示しています。

平成26(2014)年に実施したアンケートで最も関心の高かった「夏場の高温化」や、次いで関心の高い「集中豪雨などの極端な気象」の気候変動問題への関心が引き続き最上位を占めており、さらに、近年多発・激甚化する集中豪雨や酷暑などの影響を受け、その関心度合いも大幅に高まっています。

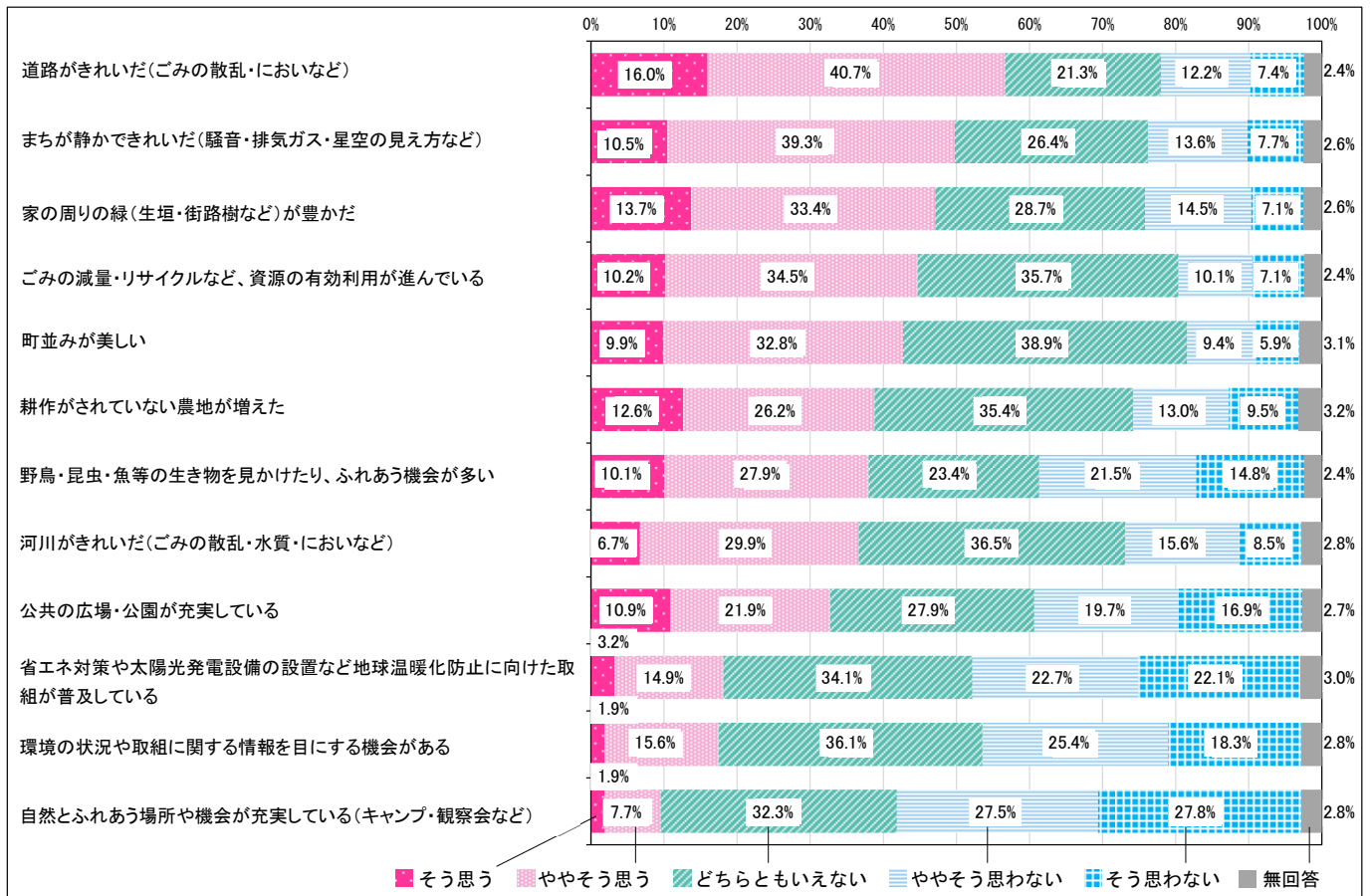


③身近な地域の環境の状況

下のグラフでは、身近な地域の環境をどう感じているかを示しています。

道路のきれいさ(ごみの散乱・においなど)、まちの静かさやきれいさ(騒音・排気ガス・星空の見える方など)などは、「そう思う」「ややそう思う」を合わせた割合が高く、満足度が高いことがうかがわれます。

一方で、自然とふれあう場所や機会が充実している(キャンプ・観察会など)ことや環境の状況や取組に関する情報を目にする機会があるなどは、「そう思わない」「ややそう思わない」を合わせた割合が高く、満足度が低くなっています。

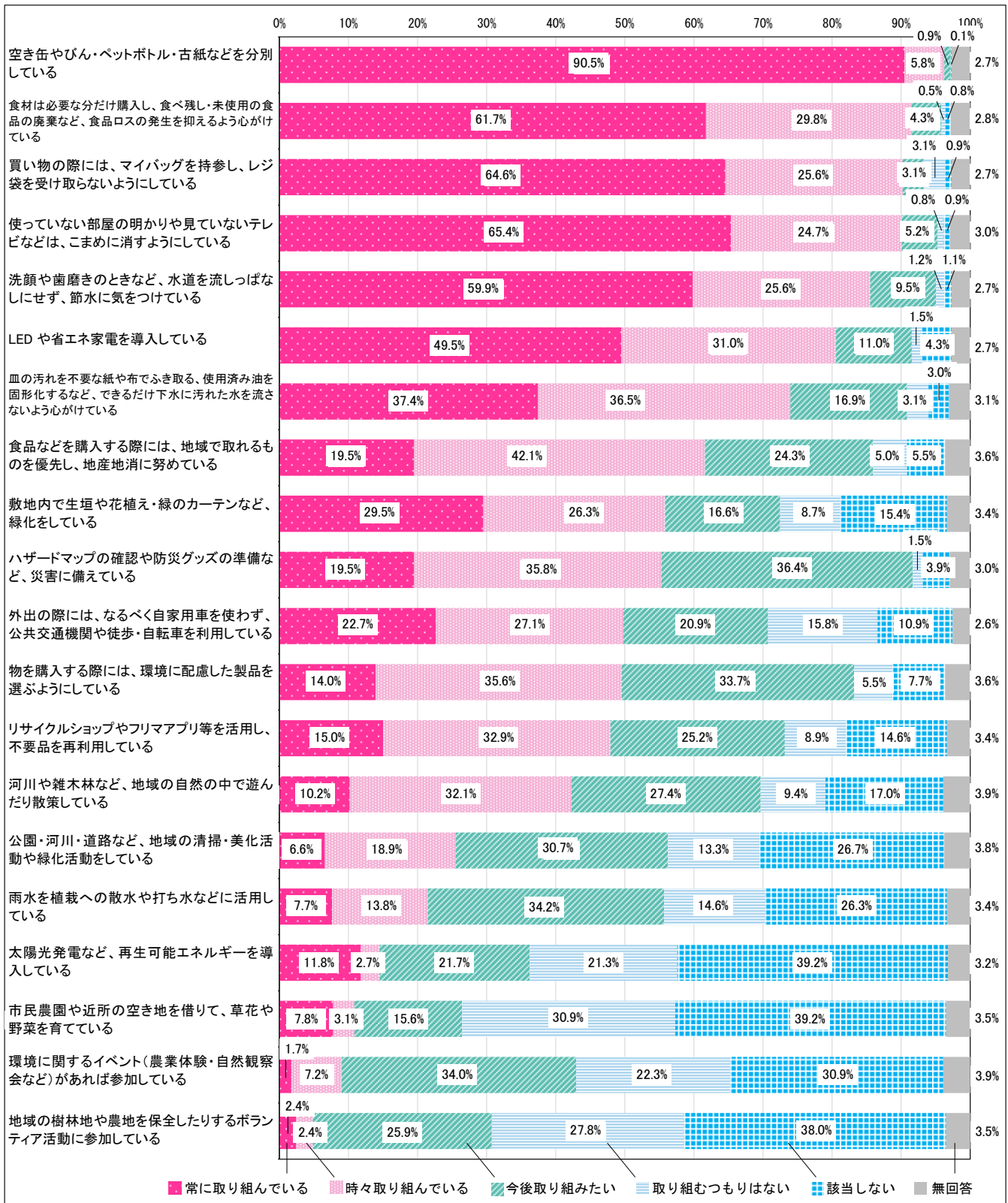


④環境に負担をかけないよう実践していること

次ページのグラフでは、環境に負担をかけないために、どのようなことを実践しているかを示しています。

ごみの分別や節水・節電といった取組は、「常に取り組んでいる」の割合が高く、多くの市民に浸透していることがうかがわれます。

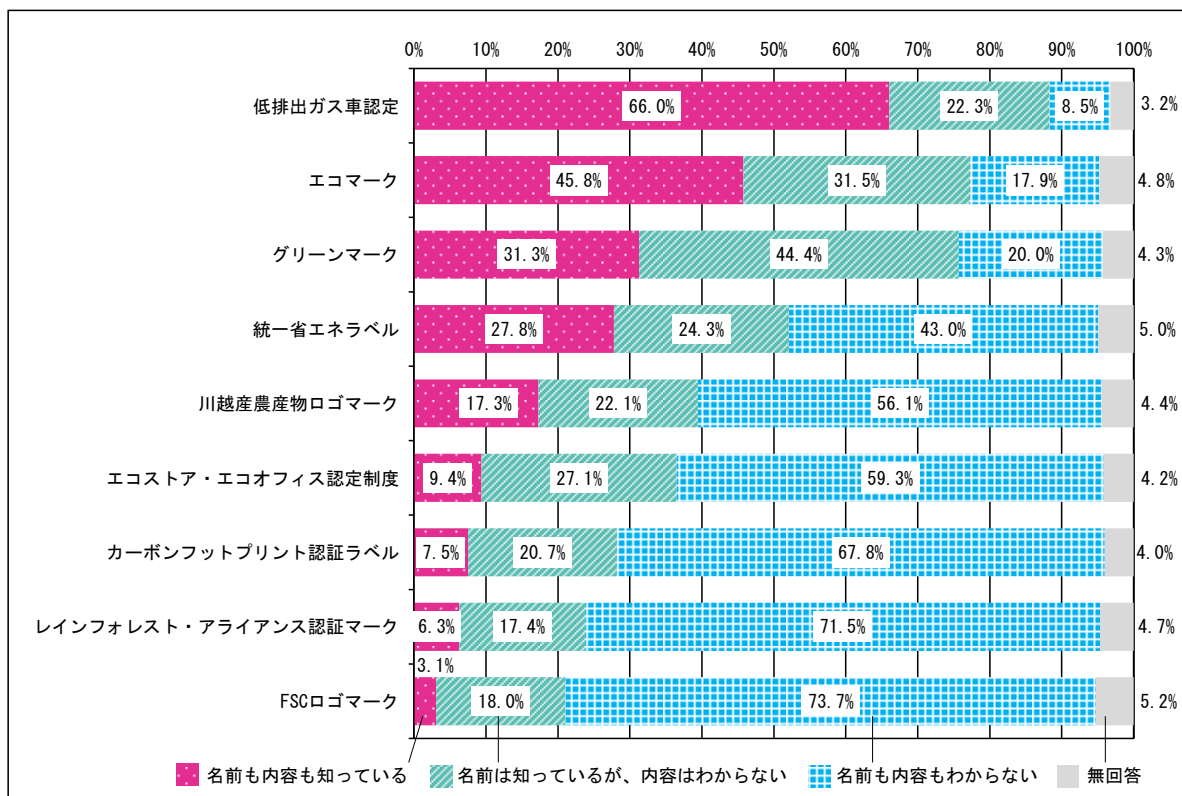
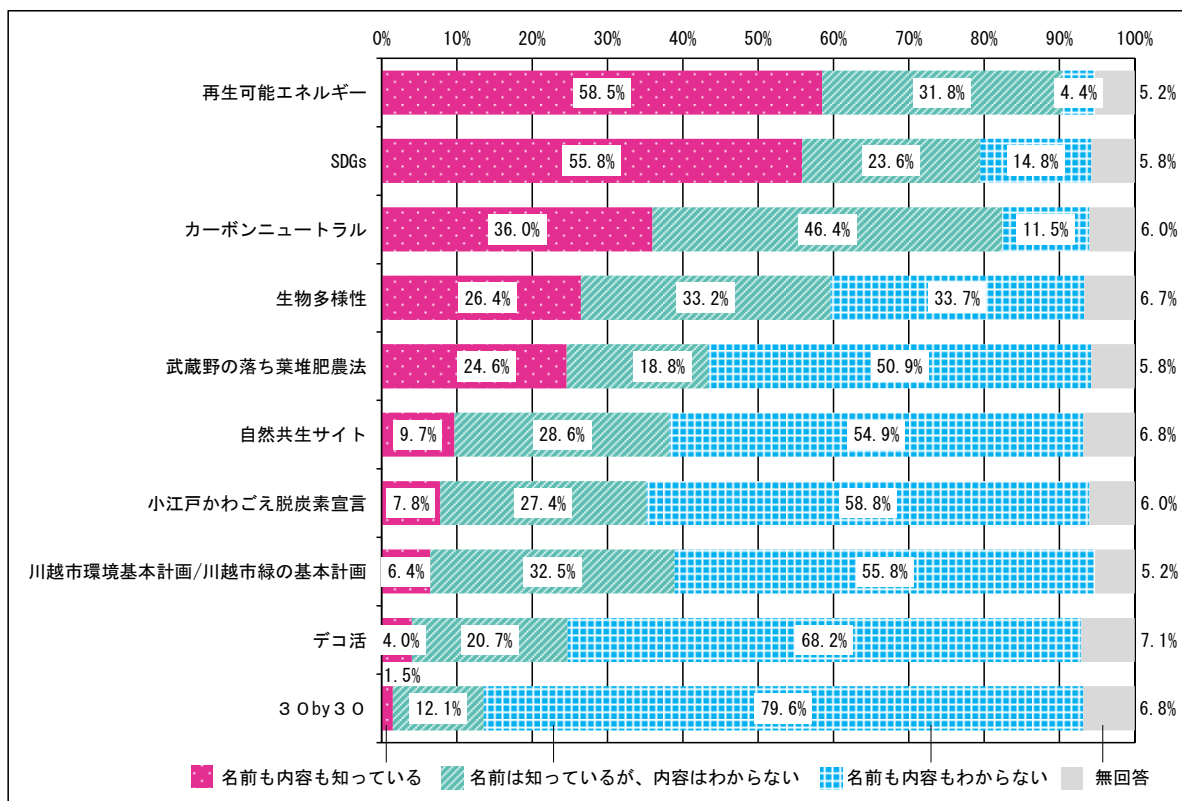
一方で、環境に関するイベントやボランティアへの参加や自然とのふれあい、再生可能エネルギーの導入に関する取組など、十分に浸透していないと考えられるものも見られます。



⑤環境用語や環境ラベルの認知度

下のグラフでは、環境施策を推進する上で重要な環境に関する用語や環境ラベル等がどれくらい知られているかを示しています。

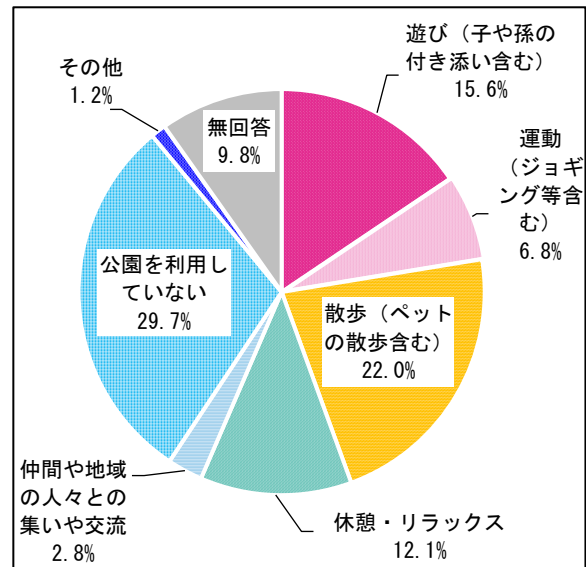
SDGs や再生可能エネルギー、低排出ガス車認定ラベルは、「名前も内容も知っている」の割合が高く、多くの市民に浸透していることがうかがわれます。その他の環境に関する用語や環境ラベル等については十分に知られておらず、啓発していくことが重要です。



⑥公園の利用状況

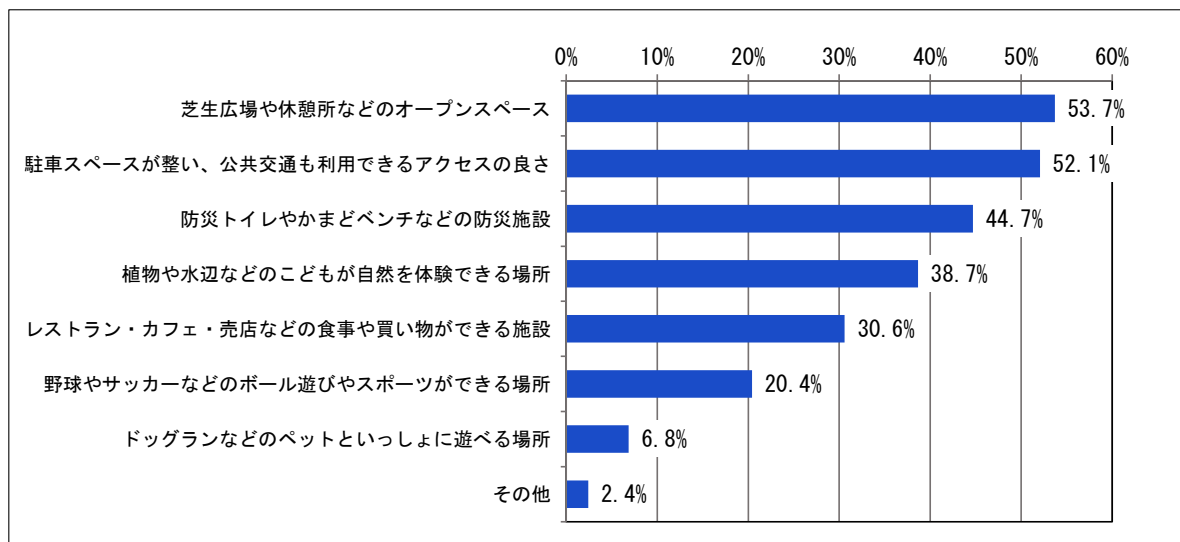
公園の利用状況を見ると、公園を利用しているのは約60%、利用していないのは約30%となっています。

利用状況としては、散歩や遊びが多くなっています。



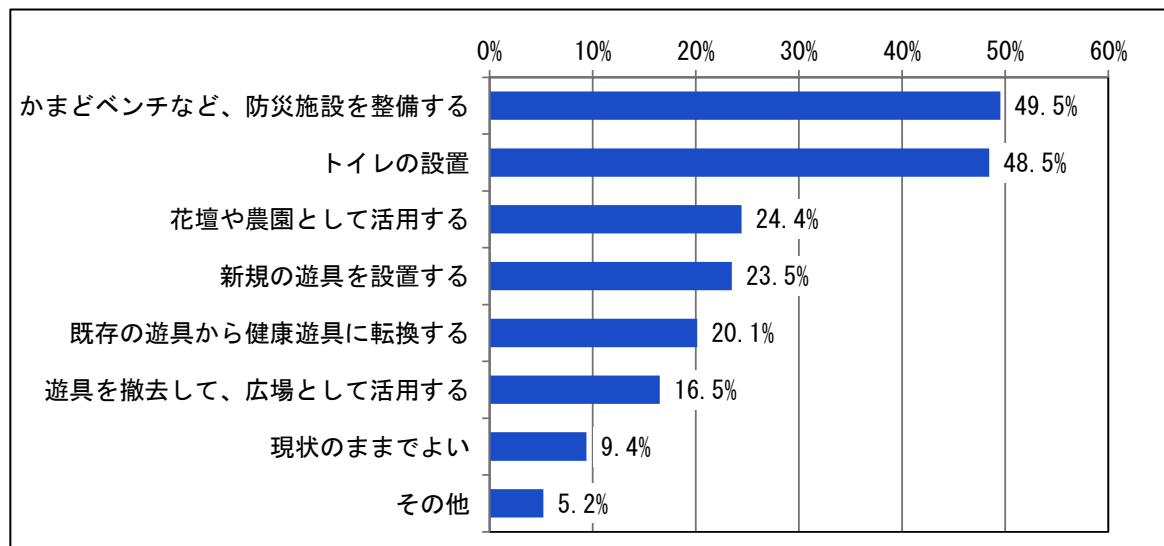
⑦大きな公園をつくるときに必要な施設等(3つ以内で選択)

市が大きな公園をつくるときに必要な施設等について、「芝生広場や休憩所などのオープンスペース」が53.7%と最も高く、次いで「駐車スペースが整い、公共交通も利用できるアクセスの良さ」が52.1%となっており、これらに対応した公園づくりが求められています。



⑧様々な要因で利用の仕方が変化している公園への対策(3つ以内で選択)

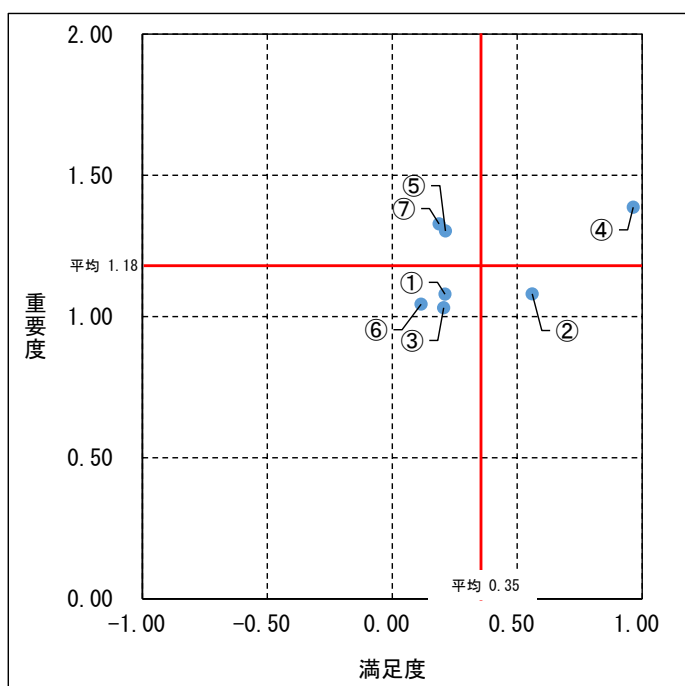
「かまどベンチなど、防災施設を整備する」が49.5%と最も高く、次いで「トイレの設置」が48.5%となっており、これらに対応した公園へのリノベーションが求められています。



⑨川越市の様々な「緑」の現状の満足度・重要度の相関図

重要度が高いのに満足度が平均より低い緑は「⑤身近な公園等の緑地」「⑦河川などの身近な水辺環境」となっており、「改善が必要な緑」として重点的な対策が必要です。

重要度も満足度も平均より高い緑は「④社寺林など歴史的景観」となっており、良好な緑環境が維持されていると考えられ、今後も現状を維持していくことが重要です。



注意) 図中の重要度・満足度に対する評価の数値は、以下の算式にて求めています。

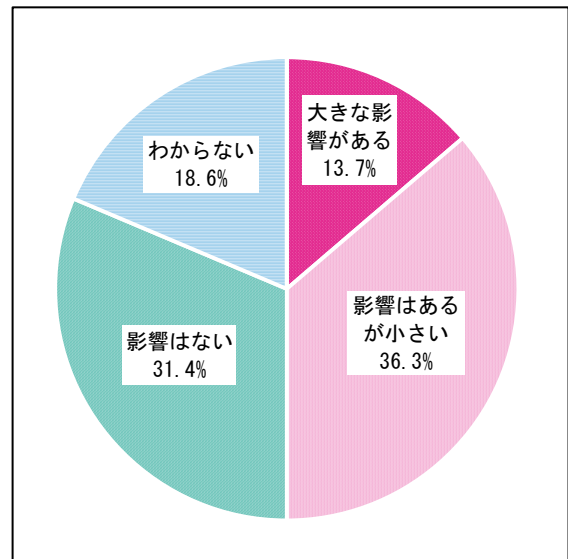
$$\text{重要度(満足度)} = \frac{(\text{「重要である」} \times 2 \text{点} + \text{「まあ重要である」} \times 1 \text{点} + \text{「あまり重要でない」} \times -1 \text{点} + \text{「重要でない」} \times -2 \text{点}) \div \text{回答者数}}$$

- ① 生垣や街路樹などの身近な緑
- ② 田んぼや畑などの田園景観
- ③ 雑木林などの森林景観
- ④ 社寺林などの歴史的景観
- ⑤ 身近な公園等の緑地
- ⑥ スポーツなどレクリエーションの場となる緑地
- ⑦ 河川などの身近な水辺環境

3-3 事業者アンケート調査結果

①事業活動が地域の環境に与える影響

事業活動が地域の環境に与える影響について、「影響はあるが小さい」が36.3%と最も高く、次いで「影響はない」が31.4%となっています。



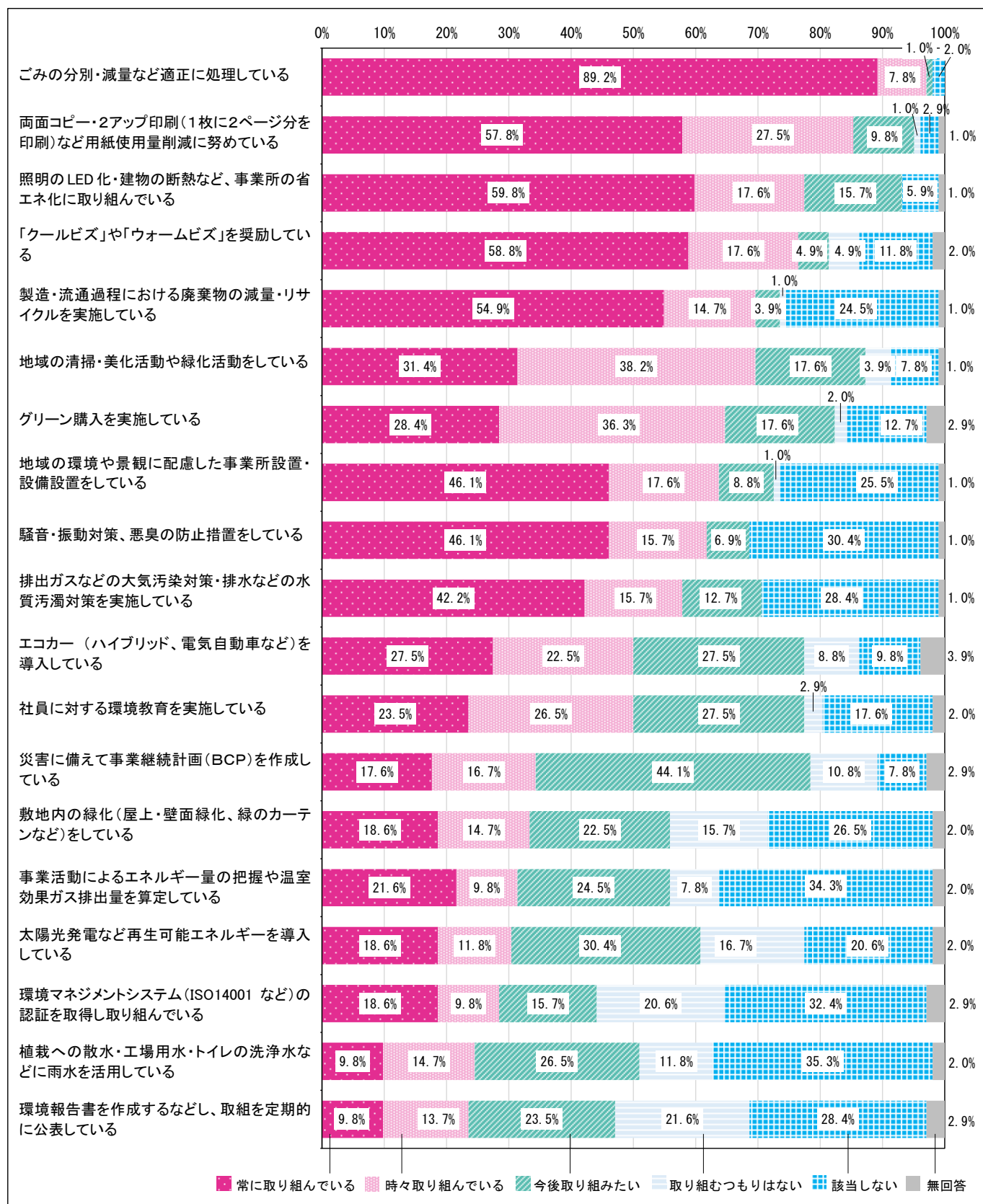
②環境に負担をかけないように実践していること

次ページのグラフでは、環境に負担をかけないために、どのようなことを実践しているかを示しています。

ごみの減量に関する取組や省エネに関する取組については、他の項目と比べて取り組んでいる事業所が多く、事業活動に当たって普及が進んでいると考えられます。

一方で、コストが高い再生可能エネルギーの導入や手間のかかる環境報告書の作成・公表、環境マネジメントに関する取組については、他の項目と比べて取り組んでいる人が少なく、十分に浸透していないと考えられるものも見られます。

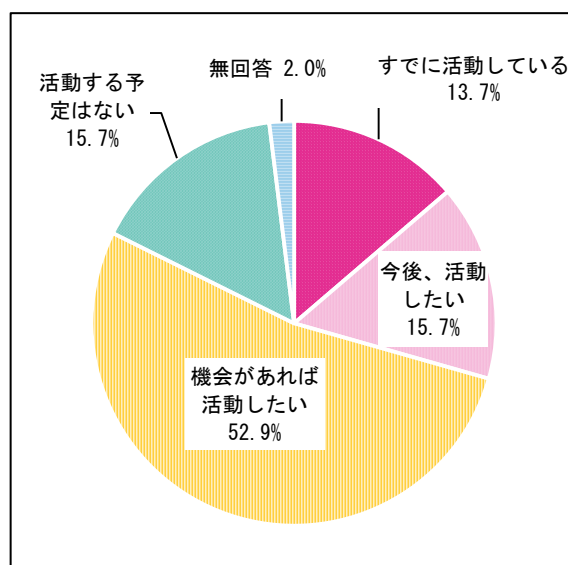
「太陽光発電など再生可能エネルギーを導入している」「エコカー（ハイブリッド、電気自動車など）を導入している」「災害に備えて事業継続計画(BCP)を作成している」「社員に対する環境教育を実施している」については「今後取り組みたい」の割合が高く、より普及させるチャンスとなっています。



③他の団体等と連携した活動の実施状況

他の団体等と連携した活動の実施状況について、「機会があれば活動したい」が52.9%と約半数を占めており、連携した取組を進めるチャンスとなっています。

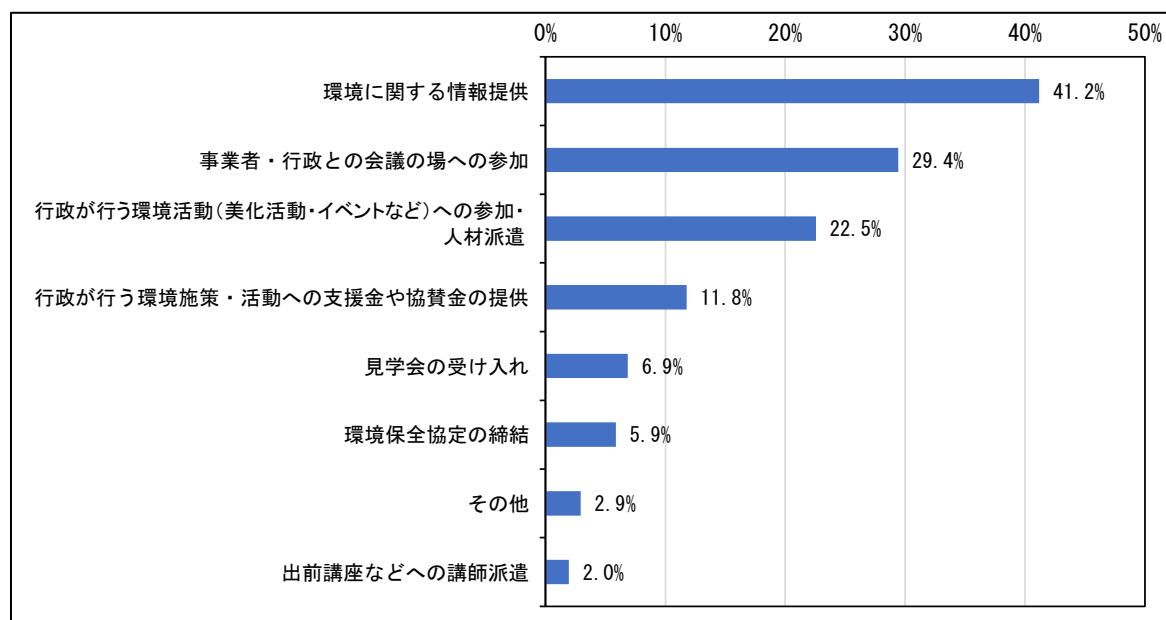
既に連携している団体としては、「県や市などの自治体」と「自治体などの地域の団体」が同率50.0%で最も高くなっています。また、活動内容としては埼玉県環境 SDGs 取組宣言や省エネの推進、清掃活動、環境経営情報の共有、環境イベントへの協賛などとなっています。



④今後市が環境対策を推進する上で協働できる(協働したい)と思う取組について

(該当するもの全てに○)

今後市が環境対策を推進する上で協働できる(協働したい)と思う取組について、「環境に関する情報提供」が41.2%と最も高く、次いで「事業者・行政との会議の場への参加」が29.4%となっています。



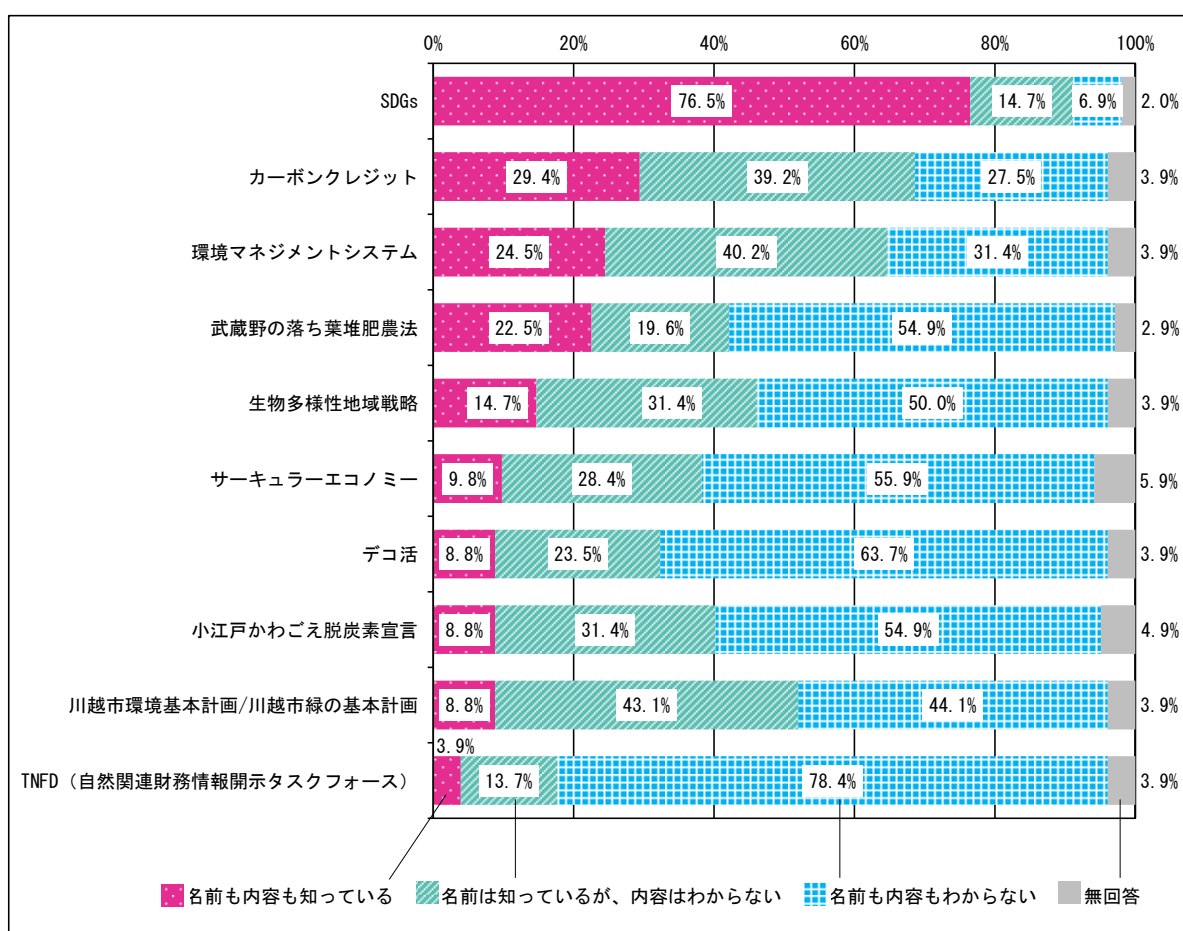
⑤環境用語の認知度

下のグラフでは、環境施策を推進する上で重要な環境に関する用語がどれくらい知られているかを示しています。

SDGs は、「名前も内容も知っている」の割合が高く、多くの事業所に浸透していることがうかがわれます。

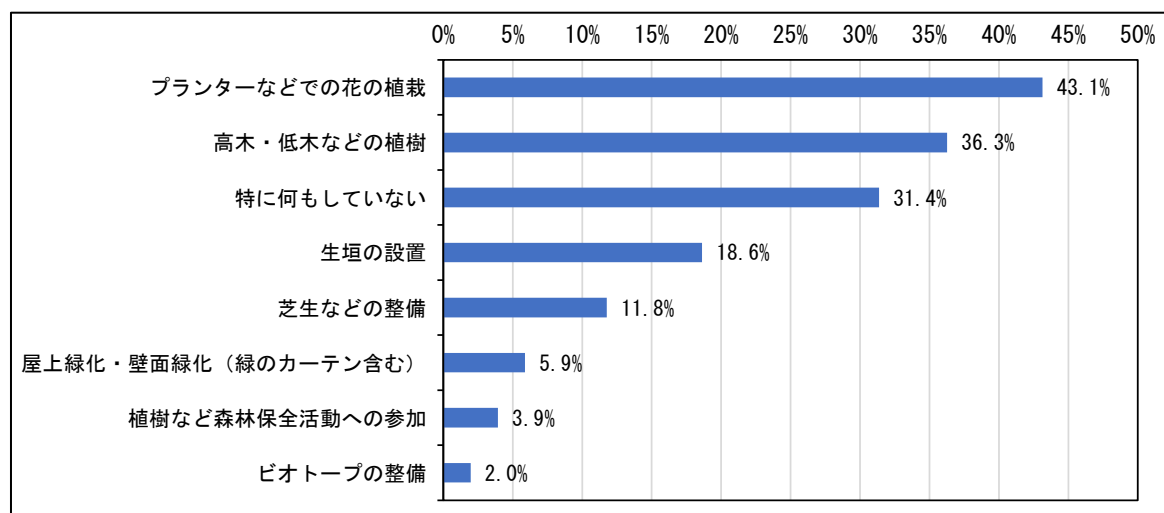
カーボンクレジットや環境マネジメントシステムは「名前は知っているが、内容はわからない」の割合が高く、用語の内容(意味)を中心に啓発していくことが重要と考えられます。

その他の環境に関する用語については十分に知られておらず、積極的に啓発していくことが重要です。



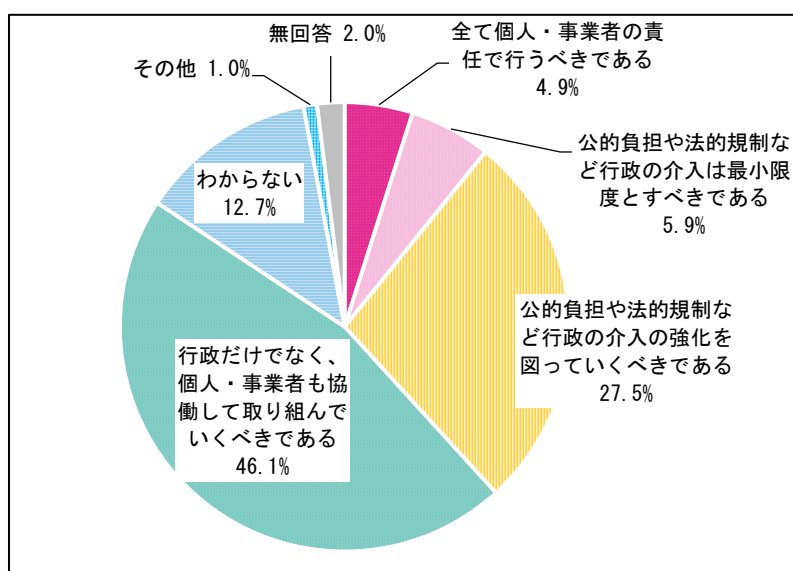
⑥緑化・緑地保全に関する取組状況

緑化・緑地保全に関する取組状況について、「プランターなどでの花の植栽」が43.1%と最も高く、次いで「高木・低木などの植樹」が36.3%となっており、事業敷地の緑化が進んでいることがうかがえます。



⑦緑の守り手を増やすための負担の在り方

緑の守り手を増やすための負担の在り方について、「行政だけでなく、個人・事業者も協働して取り組んでいくべきである」が46.1%と最も高く、次いで「公的負担や法的規制など行政の介入の強化を図っていくべきである」が27.5%となっており、協働した取組が重要であることがうかがえます。



4 今後の課題

4-1 環境基本計画の課題

(1)計画の考え方について

「1-2 第三次計画の進捗評価」に見られるとおり、第三次計画に示した環境指標及び具体的取組は、おおむね順調に進行していると評価できます。既に事業を完了した取組や一部に遅れが生じているもの、未着手の取組も見られ、これらについては今後の方向性を検討する必要があります。

国の第六次環境基本計画では、ウェルビーイングの実現が環境政策の最上位の目標として新たに掲げられました。また、現在私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」を実現させる必要性が示されています。

第四次計画においては、これらの考え方を取り入れた施策の体系に整備するとともに、市の環境や第三次計画の評価で明らかになった課題や国内外の環境政策の動向を取り入れた新たな環境指標・目標値を検討し、本市の環境政策を効果的かつ効率的に推進していきます。

(2)課題

①脱炭素社会の実現に向けて

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書統合報告書では、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加などを含む気候変動の多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係しており、その結果、何百万人もの人々が急性の食料不安に曝されるとともに、深刻な水不足に陥っていることなどが示されています。我が国も例外ではなく、年平均気温の上昇や真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加、大雨や短時間強雨の発生頻度増加など様々な影響が出ています。

平成30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、パリ協定の実現(世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑える)には、二酸化炭素排出量を令和32(2050)年頃に正味ゼロにする必要が示されています。この報告書を受け、我が国を含む世界各国で、令和32(2050)年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がっています。

気候変動のリスクを抑制することは、生き物全てにとって喫緊の課題です。本市では、こうした状況を受け、「令和32(2050)年二酸化炭素排出量実質ゼロ」のカーボンニュートラルを目指し、市民・事業者・民間団体と力を合わせて地球温暖化対策に取り組んでいく「小江戸かわごえ脱炭素宣

■気候変動による将来の主要なリスク



出典:デコ活(全国地球温暖化防止活動推進センター)

言」を令和3(2021)年5月に宣言しています。川越に暮らす私たちも地球上で生活する一員という認識に立ち、温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応策を通じて、脱炭素社会の実現に向けて取り組む必要があります。

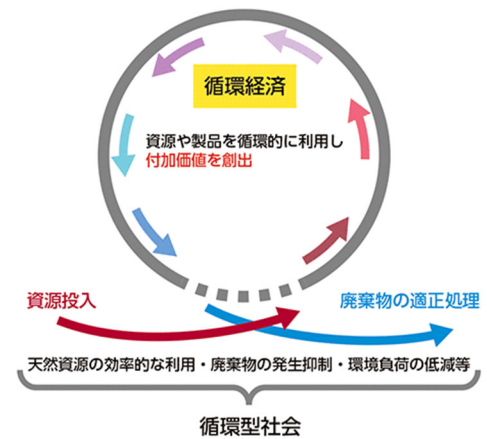
②循環型社会の形成に向けて

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていくサーキュラーエコノミーへの移行が重要です。

プラスチックを含む海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、国内外で様々な問題を引き起こす可能性があります。こうした問題に対応すべく、我が国では、令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3Rに「Renewable(再生可能な資源に替える)」を加え目標にしています。

また、令和3(2021)年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しており、サーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組を本市でも加速化していく必要があります。

■サーキュラーエコノミーのイメージ図



出典：令和7年版 環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省)

③生物多様性の保全に配慮した自然共生に向けて

生物多様性の観点からは、新たな世界目標として令和4(2022)年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、生物多様性の損失を止め反転させるネイチャーポジティブの実現に向けた緊急の行動をとることが令和12(2030)年ミッションとして定められました。この実現に向けて、令和12(2030)年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」に向けた取組が重要となっています。

本市は、荒川、入間川、伊佐沼等の水辺空間、武蔵野の面影を残す雑木林等の樹林地、広大な水田や畑等、自然的な環境資源を有しています。しかし、都市化に伴う土地の改変や後継者不足などによる雑木林の放置や農地の減少などが進んでいます。また、雑木林や河川敷などへの不法投棄による環境の悪化や在来生物の減少、外来種の増加などにより、このような豊かな環境資源が脅かされつつあります。

自然の恵みを将来にわたり享受できる自然共生社会の実現に向け、人と自然が共生できるよう、身近な自然を守り、次世代に継承していく取組や、野生生物の適正な保護管理と外来種対策の強化、自然に対する市民意識の向上・醸成等について取り



市内で捕獲されたカミツキガメ

組む必要があります。

④自然災害に備えた防災・減災対策や環境リスクへの対応

気候変動がもたらす大規模な自然災害や、短時間での強雨がもたらす浸水、冠水等の都市型災害は、市民の生活に直結する脅威となります。避難場所の確保から市民、事業者及び民間団体等への情報伝達まで、多様な災害対策が求められています。

また、環境リスクについては、放射性物質による環境汚染など引き続き監視が必要なものに加えて、環境目標値の設定等がない化学物質による新たな環境リスクへの対応も必要となっています。市民の健康上の不安を解消するため、今後も継続して大気中及び除染土埋設地点の放射性物質のモニタリング、ごみ処理施設における放射能濃度及び空間放射線量の測定、水道水における放射性物質検査等を実施し、併せて、市民からの健康相談、持ち込み検査、放射性物質の影響等についての情報提供にも適切に取り組んでいくことが求められています。

また、国・県の動向を見据えながら、自然災害に備えた防災・減災対策の充実や新たな環境リスクへの対応を推進していくことも重要です。

⑤持続可能な社会の実現に向けて

環境・経済・社会的側面が複雑にかかわっている現代において、環境問題の影響を未来に残すことを極力防ぎ持続可能な社会を実現するには、環境・経済・社会のそれぞれにおいて、持続的な新たな方向へ転換する必要があります。この転換には、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を活用しながら、「環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」仕組みづくりを進めるとともに、気候変動や生物多様性、汚染の危機を軽減することが重要です。また、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図る循環共生型の社会「地域循環共生圏」の形成が、目指すべき持続可能な社会の姿として国の環境基本計画に示されています。



環境月間ポスターコンクールカレンダー

持続可能な社会の実現には、あらゆる主体・世代が環境保全活動やライフスタイル・事業スタイルの転換に向けた取組に参画することが重要です。社会のリーダーを含む全ての大人やこどもに対して、そうした参画を支える情報提供や普及啓発、環境教育の機会が必要です。また、ICT(情報通信技術)の進展や新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を契機に、タブレット PC 端末等を活用した小中学校における授業の実施、イベントや研修のオンライン開催が広がるなど、環境教育や学習、コミュニケーションの方法などが大きく変わってきており、多様な手法による対応が求められています。

さらに、情報提供や普及啓発と併せて多様な主体の参加によるパートナーシップを構築していくことも重要です。

本市では生物調査や環境学習講座など多種多様な啓発活動を行っていますが、あらゆる主体・世代が環境保全活動に参画できるよう取組を強化する必要があります。

4-2 緑の基本計画の課題

(1)社会動向を踏まえた計画の方向性について

緑に関する取組は長期的な視点で捉える必要があるため、基本的には緑の計画の考え方を継承し、施策を推進していくことで本市の緑を保全・創出していきます。

緑の計画策定以降、都市緑地法や都市公園法、生産緑地法など緑に関する法律が改正され、従来の緑を増やす取組だけでなく、ストック効果をより高めることや民間との連携を加速させること、都市公園を柔軟に使いこなすことなど連携と緑の質の向上が重要となっています。具体的には緑の基本計画を活用した都市の再構築や民有地の緑地との連携強化や公園の配置の見直し、機能の拡充、Park-PFI(公募設置管理)制度や市民緑地の活用など公園管理の新たな取組やグリーンインフラの活用、生物多様性への配慮等への対応が必要となっています。

(2)課題

①緑の保全・維持・活用に向けて

【環境保全機能】

荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や福原地区、霞ヶ関地区西部等の樹林地、伊佐沼等の池沼は、環境基盤の骨格であるだけでなく、生き物の生息・生育空間としても重要であるため、計画的な保全が必要です。

歴史ある社寺の緑や屋敷林等は、都市環境負荷の低減につながるため、将来にわたって保全していく必要があります。

【レクリエーション機能】

都市公園や広場等は利用者のニーズに対応するよう維持・活用施策を検討する必要があります。

市民農園は自然や農業とふれあう空間として重要であるため、市街地内の農地を有効活用する必要があります。

【防災機能】

災害時の安全性の確保に資する緑として、延焼・類焼の緩衝地帯となる樹林地や緑地、避難場所となる学校や公園、避難経路となる道路等の樹木等をグリーンインフラとして活用するため、保全・育成を図る必要があります。また、内水対策として調整池の整備や保水・遊水機能を有する農地や樹林地等の保全が必要です。



川鶴調整池(小畔水鳥の郷公園)

【景観保全機能】

武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林、市東部地域の広大な田園等、地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた歴史的文化的景観の保存活用を図る必要があります。



古谷から南古谷に広がる田園風景

②都市公園等の整備に向けて

平成26(2014)年3月末と比較すると、都市公園数は27箇所増加したものの、市民1人当たりの都市公園面積は0.2㎡の増加にとどまり、県の1人当たりの都市公園面積(7.7㎡/人)を下回っています。さらに、アンケート調査の結果では、身近な地域の環境について、公園等が充実していると思う人は全体の約1割にとどまっており、引き続き公園整備を進めていく必要があります。また、社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備された現代において、緑とオープンスペースが持つ多機能性を地域や市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限発揮させるための施策へ移行することが重要です。

令和6(2024)年12月に公表された国の緑の基本方針では、将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市」の実現に向けて国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、本方針に基づき都道府県が定める全ての広域計画及び市町村が定める全ての基本計画において、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」「Well-being が実感できる水と緑豊かな都市」の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置付けることが示されています。この実現には引き続き都市公園等の整備を進めるとともに、既存公園施設の維持管理や公園管理のDX化、Park-PFIの導入など公民連携による公的な緑地の確保を図るとともに、民間による緑地の保全・創出を促進させる必要があります。

③都市緑化の推進に向けて

施設緑地の減少を踏まえ、民有地や公共施設に対する緑化施策を継続すると同時に、市街地においては、小規模開発等により減少している緑を充実するため、緑地協定の締結や屋上、壁面、駐車場等における緑化等、都市に緑を創出する施策を推進する必要があります。

土地区画整理事業区域や今後整備される道路等については、緑化施策の展開により都市に緑の空間を創出することが必要です。

市、市民、事業者及び民間団体の連携による都市の緑化を推進していくため、Park-PFI や市民緑地認定制度などの活用に向けた、周知・啓発・仕組みづくり等が必要です。

